

職員の給与等に関する報告 及び給与改定に関する勧告

令和8年10月

岐阜県人事委員会

令和8年職員の給与等に関する報告及び給与改定に関する勧告について

令和8年10月8日
岐阜県人事委員会

I 給与勧告の概要

＜本年の給与勧告のポイント＞

○月例給、特別給（ボーナス）ともに引上げ

- ・月例給は、民間給与との較差（3.17％）解消のため、全級全号給の引上げ。主に、中堅層以上の職員については昨年の改定率を上回る引上げ改定
- ・特別給（ボーナス）を0.05月分引上げ（年間4.65月→4.70月）
- ・再任用職員の月例給を改善

1 公民較差

（１）職種別民間給与実態調査

企業規模 100 人以上で、かつ、事業所規模 50 人以上の県内の民間事業所から無作為抽出した 144 事業所を調査

（２）職員給与と民間給与の比較

＜月例給＞ 民間従業員と職員の 4 月分給与を調査し、給与決定要素〔役職段階、学歴、年齢等〕を同じくすると認められる者同士の給与額を比較

民間の給与（A）	職員の給与（B）	較差（A）－（B）
3 9 7, 9 9 7 円	3 8 5, 7 6 8 円	1 2, 2 2 9 円（3. 1 7 %）

＜特別給＞ 昨年 8 月から本年 7 月までの 1 年間の民間の支給割合と職員の支給月数を比較

民間の支給割合（A）	職員の支給月数（B）	差（A）－（B）
4. 7 1 月	4. 6 5 月	0. 0 6 月

2 本年の給与の改定

＜月例給＞ ①行政職給料表 国家公務員の俸給表の改定を参考に、全級全号給の引上げ。主に、中堅層以上の職員については昨年の改定率を上回る引上げ改定

給料	はねかえり	計
1 2, 0 5 0 円	1 7 9 円	1 2, 2 2 9 円（3. 1 7 %）

（注）はねかえりとは、地域手当等のように、給料等の一定割合で手当額が定められているため、給料等の改定に伴い手当額が増減する分をいう

②その他の給料表 行政職給料表との均衡を基本に改定

＜特別給＞ 民間の支給割合に見合うよう引上げ。引上げ分は期末手当及び勤勉手当に均等に配分

現行支給月数	改定後支給月数
4. 6 5 月	4. 7 0 月（期末手当 2. 5 5 月 勤勉手当 2. 1 5 月）

（注）期末手当と勤勉手当の支給月数は、一般の職員の場合である

（参考：一般の職員の場合の支給月数）

区分	6 月期	12 月期	年間計
令和 8 年度 期末手当	1. 2625 月（支給済み）	1. 2875 月（現行 1. 2625 月）	2. 55 月（現行 2. 525 月）
勤勉手当	1. 0625 月（支給済み）	1. 0875 月（現行 1. 0625 月）	2. 15 月（現行 2. 125 月）
令和 9 年度 期末手当	1. 275 月	1. 275 月	2. 55 月
以降 勤勉手当	1. 075 月	1. 075 月	2. 15 月

【実施時期】 月例給 令和 8 年 4 月 1 日

特別給 令和 8 年 12 月 1 日

3 諸手当

＜第一種初任給調整手当（医師等）＞ 国家公務員の改定状況に準じて引上げ改定

＜第二種初任給調整手当（職員の月例給与水準を適切に確保するための措置）＞

月例給与水準が地域別最低賃金に相当する額を下回る場合に、その差額を補填するための手当を措置

＜宿日直手当＞ 国家公務員の改定状況に準じて引上げ改定

【実施時期】 令和8年4月1日（第二種初任給調整手当については令和9年4月1日）

Ⅱ 公務運営の改善等に関する報告の概要

＜本年の報告のポイント＞

1 人材の確保と活用

（1）多彩で有為な人材の確保

- ・職種ごとの現状と課題を踏まえながら、公務の魅力と職員に関するきめ細かい情報発信を行う
- ・採用試験や選考については、一層の受験者確保につなげる手法を検討

（2）人材の育成

- ・管理職員が職員の人材育成に積極的に関わっていくことが必要
- ・女性職員の活躍推進に向けては、幅広い分野への配置や登用に、より一層努めることが必要

（3）能力・実績に基づく人事管理の推進

- ・人事評価について、評価者に対する研修等の充実に努めるなど、人事評価の客観性、公平性、公正性の一層の向上を図ることが重要
- ・人事管理においては、定年引上げの影響を見極めつつ、中長期的な視点で取組を進めることが必要

2 勤務環境の整備

（1）長時間労働の是正

- ・勤務時間管理を徹底するとともに、業務量に応じた適正な人員配置、職員間の業務負担の平準化、事務事業の抜本的な見直しなど実効性のある方策を総合的に講じることが必要
- ・学校現場において、業務の適正化・効率化、部活動指導に係る負担軽減など迅速に進めることが必要
- ・長時間労働に起因する公務災害事案の再発防止策の一層の取組が必要

（2）職員の健康管理

- ・メンタルヘルス対策においては、職員自身による「セルフケア」を促し、管理職員等が「ラインケア」を適切に行うことが大切であり、そのための研修の充実等が必要

（3）誰もが働きやすい職場環境づくり

- ・女性職員、高齢層職員、障がいのある職員等、誰もが働きやすい職場環境の整備が必要

（4）ハラスメント防止対策

- ・事案の早期発見、早期対応のため、職員が利用しやすい相談体制を構築し、その周知徹底が必要
- ・カスタマー・ハラスメントについて、指針等に基づき組織的な対応が必要

3 ワーク・ライフ・バランスの推進

（1）多様な働き方の推進

- ・フレックスタイム制の拡充などライフスタイルに応じた多様な働き方を可能とする勤務制度や職場環境の充実が必要

（2）子育て、介護等の家庭生活と仕事の両立支援

- ・両立支援制度の周知、制度を利用しやすい職場環境の整備が必要

4 公務員倫理の確立等

- ・職員一人ひとりが、県民の信頼と期待に応えられるよう職責を果たすことが必要

目 次

別紙第1 報告	1
第1 給与に関する報告	1
1 職員の給与の状況	1
2 民間給与の状況	1
3 職員の給与と民間従業員の給与との比較	2
4 物価及び生計費等	3
5 人事院勧告・報告の概要	3
6 職員給与の改定等	6
（1）本年の職員給与の改定	6
（2）その他の給与制度の改定等	9
第2 公務運営の改善等に関する報告	12
1 人材の確保と活用	12
（1）多彩で有為な人材の確保	12
（2）人材の育成	14
（3）能力・実績に基づく人事管理の推進	14
2 勤務環境の整備	15
（1）長時間労働の是正	15
（2）職員の健康管理	18
（3）誰もが働きやすい職場環境づくり	20
（4）ハラスメント防止対策	21
3 ワーク・ライフ・バランスの推進	22
（1）多様な働き方の推進	22
（2）子育て、介護等の家庭生活と仕事の両立支援	24
4 公務員倫理の確立等	26
第3 給与勧告実施の要請	26
別表第1 民間企業の役職段階と公務の職務の級の対応関係	28
別表第2 職員給与と民間給与との較差	28
別表第3 民間における特別給の支給状況	28
別表第4 令和9年度の地域手当の級地別支給割合	29
別紙第2 勧告	30

別紙第 1

報 告

本委員会は、岐阜県職員の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例等の適用を受ける職員（技能職員等を除く。以下「職員」という。）の給与、民間従業員の給与及び生計費等職員の給与を決定する諸条件並びに勤務時間等について調査、検討を行ったので、その結果を次のとおり報告する。

第 1 給与に関する報告

1 職員の給与の状況

本委員会が実施した令和 8 年の人事・給与統計調査によると、本年 4 月 1 日現在の職員の総数は 23,144 人で、その従事する職務の種類に応じ、行政職、公安職、教育職、研究職、医療職、任期付研究員及び任期付職員の 7 種 13 給料表があり、本年 4 月における平均給与月額 は 407,297 円となっている。また、その平均年齢は 40.7 歳、平均経験年数は 18.3 年となっている。

このうち、行政職給料表適用職員 5,458 人の本年 4 月における平均給与月額は 378,993 円となっており、その平均年齢は 42.1 歳、平均経験年数は 20.0 年となっている。

2 民間給与の状況

(1) 職種別民間給与実態調査

本委員会は、職員の給与と民間従業員の給与との精密な比較を行うため、人事院と共同して、企業規模 100 人以上、かつ、事業所規模 50 人以上である県内の民間事業所 720（母集団事業所）のうちか

ら、層化無作為抽出法によって抽出した 144 の事業所を対象に、「令和 8 年職種別民間給与実態調査」を実施した。

この調査では、県の行政職と類似すると認められる事務・技術関係 22 職種の 6,975 人及び教育、研究、医療関係等 54 職種の 798 人について、本年 4 月分として個々の従業員に実際に支払われた給与月額及び役職段階、学歴、年齢等を調査した。

また、昨年 8 月から本年 7 月までの 1 年間において民間事業所で支払われた特別給について調査したほか、各民間事業所における給与改定の状況等についても調査した。

(2) 調査の実施結果

本年の「職種別民間給与実態調査」の主な調査結果は、次のとおりである。

ア 給与改定の状況

一般の従業員（係員）について、ベースアップを実施した事業所の割合は 73.2%となっている。

また、一般の従業員（係員）について、定期昇給を実施した事業所の割合は 97.6%となっている。（参考資料第 12 表）

イ 初任給の状況

新規学卒者の採用を行った事業所の割合は、大学卒で 34.5%、高校卒で 31.5%となっている。そのうち、初任給について、増額した事業所の割合は、大学卒で 76.6%、高校卒で 71.1%であり、据え置いた事業所の割合は大学卒で 23.4%、高校卒で 27.3%となっている。（参考資料第 13 表）

3 職員の給与と民間従業員の給与との比較

(1) 月例給

本委員会は、月例給の比較において、令和 8 年の人事・給与統計調査及び職種別民間給与実態調査の結果に基づき、職員にあっては

行政職給料表適用職員、民間従業員にあってはこれに類似すると認められる職種（事務・技術関係職種）の者について、役職段階（対応関係は別表第1）、学歴、年齢等の給与決定要素を同じくすると認められる者同士の本年4月分の給与額を対比させ、精密に比較（ラスパイレス方式）を行った。

その結果は、別表第2に示すとおりであり、民間従業員の給与が職員の給与を1人当たり平均12,229円（3.17%）上回っていた。

(2) 特別給

昨年8月から本年7月までの1年間において、民間事業所で支払われた特別給の調査結果は、別表第3に示すとおり、年間で所定内給与月額4.71月分に相当しており、職員の期末手当・勤勉手当の年間の平均支給月数（4.65月）を上回っている。

4 物価及び生計費等

本年4月の岐阜市の消費者物価指数（総務省）は、昨年4月に比べ2.3%上昇した。

本委員会が「家計調査」（総務省）を基礎に算定した本年4月における岐阜市の勤労者世帯の2人世帯、3人世帯及び4人世帯の標準生計費は、それぞれ154,550円、179,220円及び203,720円となっている。（参考資料第17表）

本年4月の本県の有効求人倍率（岐阜労働局）は、1.39倍（季節調整値、対前年同月比マイナス0.05ポイント）となっている。

5 人事院勧告・報告の概要

人事院は、本年8月7日、国会及び内閣に対し国家公務員の給与及び国家公務員人事管理について報告し、併せて給与の改定並びに勤務時間及び休暇の改定について勧告した。また、国家公務員災害補償法の改正について意見の申出を行った。その概要は、次のとおりである。

令和8年 人事院勧告・報告の概要

国家公務員の挑戦を支える人材マネジメントの実現に向けて

1. 実力本位で活躍できる公務

- ◆ 本府省幹部職員等を対象とした人事制度の骨格 【令和9年夏に具体的な内容を報告】
- ✓ 職務・職責をより重視した給与体系、民間企業との人材獲得競争で見劣りしない給与水準に
- ✓ 能力・実績に応じた人事運用を更に徹底するため、昇任時の見極めスキームを見直し
- ✓ 民間企業の管理監督者と同様に、勤務時間にとられない勤務を可能とする制度の導入
- ※ その他の職員についても、年齢にかかわらず、役割・貢献に応じた処遇となるよう、今後も制度の見直し

2. 働きやすさと成長が両立する公務

- ◆ 転勤の経済的負担の軽減
 - ✓ 単身赴任者が否かにかかわらず、転居を伴う転勤を行う職員への手当の新設
- ◆ 働きやすい環境の整備
 - ✓ 月100時間等の上限を超える超過勤務の最小化に向け、伴走支援の対象府省を拡大
- ◆ 柔軟な働き方の推進
 - ✓ 事由を問わない年7日の無給休暇の新設
 - ✓ フレックスタイム制のコアタイムの柔軟化
- ◆ 「成長できる職場」の整備
 - ✓ 「スキル一覧」を活用した人材育成

3. 誰もが挑戦できる開かれた公務

- ◆ 採用試験等の見直し
 - ✓ 基礎能力試験へのCBT方式(オンライン試験)の導入
 - 【対象】
 - ・令和9年度経験者採用試験
 - ・令和10年秋の総合職教養区分【予定】
 - ・令和11年春の総合職全区分【予定】
 - ✓ 技術系人材の確保に向けて、特定の資格を有する者を、試験によらず採用できる範囲を拡大
- ◆ アルムナイ人材を含む専門人材等の採用の推進
 - ✓ 専門人材等の情報を集約した人材プールの整備・活用

4. 高い使命感とやりがいを持って働ける公務

- ◆ 「選ばれる」公務職場の実現に向けた公務のブランディング推進
 - ～ブランドメッセージ「国のミライをつくる、唯一無二の挑戦がある」～
- ◆ 国家公務員行動規範の更なる浸透

国家公務員行動規範

- 「国民を第一」に考えた行動
- 「中立・公正」な立場での職務遂行
- 「専門性と根拠」に基づいた客観的判断

令和8年 人事院勧告・報告の概要

● 職員の給与の改定(勧告・報告)

高水準のベースアップ 【令和8年4月実施】

民間給与の状況を反映し、令和7年並みの高水準【官民較差:15,056円(3.51%)】

※令和8年4月分の民間給与を調査して比較

- 業務遂行において重要な役割を担っている中堅層以上の職員について令和7年を上回る改定
 - ※ 行政職俸給表(一)の平均改定率は、3.3% (モデル試算した定期昇給分を加えると月収で約4.9%の給与改善)
 - 民間の動向や人材確保の重要性を踏まえ、初任給を引上げ(総合職・一般職ともに9,500円の引上げ)
- 民間の再雇用者の状況を踏まえ、再任用職員の月例給を改善(行政職俸給表(一)の平均改定率8.5%)

転勤に伴う経済的な負担の軽減等に関する手当

- 転居に関する手当の新設 【令和9年4月実施】
 - 転居を伴う転勤を行った職員を広く対象とする手当を新設(距離区分に応じて手当額を設定)
 - 例 東京から大阪に異動する場合の手当額(年額) 約22万円【単身赴任者は約49万円】
 - ※単身赴任者には別途、二重生活の生計費を補助する基礎額(年間36万円)を支給
- 広域異動手当の支給割合の引上げ 【令和8年4月実施】
 - 広域的な異動に対する給与上のインセンティブ向上のため支給割合を引上げ(距離区分に応じ、5%・10%→8%・16%)

ボーナスの引上げ

年間 4.65月 → 4.70月(期末手当及び勤勉手当に均等に配分)【令和8年4月実施】※直近1年間の民間の支給状況を調査して比較

- 特定任期付職員の勤勉手当の見直し 【令和9年4月実施】
 - 高い成績率を適用可能とすることで高度の専門性を有する人材の給与水準を確保(最高で年間約3,380万円)

● 職員の勤務時間及び休暇の改定(勧告)【令和9年4月施行】

※ 一般職の職員の勤務時間、休暇等に関する法律の改正

無給休暇の新設

- 全ての職員が事由を問わず、年7日取得できる無給休暇を新設 ※休暇中の給与は支給しない

活用イメージ

➤ 日単位の無給休暇

介護に至る前の親の体調変化や、災害等で生じた住居の損壊等に対応する職員などが、既存の休暇の付与日数を超過して勤務できない場合のセーフティネットとして活用

➤ 時間単位の無給休暇

いわゆる「小1の壁」や、妊娠の初期・後期の体調変化等に直面した職員などが、一定の期間、短時間勤務を行うために活用

代休日の指定等の見直し

- 休日に勤務した場合に取得できる代休日について、休日勤務が1日に満たない場合でも指定可能とする見直し等を実施

● 国家公務員災害補償法の改正(意見の申出)【令和9年4月施行】

遺族補償年金の受給資格要件等の見直し

- 労災保険法一部改正法(令和8年7月成立)の内容を踏まえ、職員と死別した配偶者が夫である場合にのみ課せられた遺族補償年金の受給資格要件を撤廃

6 職員給与の改定等

(1) 本年の職員給与の改定

ア 改定の必要性

前記3のとおり、本年は月例給及び特別給のいずれにおいても、民間従業員の給与が職員の給与を一定程度上回る状況が認められたところである。

労働基本権制約の代償措置としての給与勧告制度の意義から、民間従業員の給与との精密な比較により職員の給与を適正な水準に保つことが必要であり、本県では、これまで給料表改定等を通して、地域の民間賃金水準との較差の解消を図ってきた。

まず、月例給については、民間従業員の給与が職員の月例給与を上回る事となったことから、本年の人事院勧告による俸給表改定の考え方を参考に、公民較差を踏まえた所要の引上げ改定を行うことが適切であると判断した。

さらに、後述のとおり、職員の月例給与水準を適切に確保するための手当（第二種初任給調整手当）を措置することが適切であると判断した。

また、特別給についても、民間事業所における支給割合を考慮して、年間支給月数を引き上げることが適切であると判断した。

イ 改定すべき事項

(7) 給料表

（行政職給料表）

民間との給与比較を行っている行政職給料表については、民間従業員の給与との間に差があることを踏まえ、国家公務員に対してとられる措置に準じて、全級全号給の引上げ改定を行うこととし、主に中堅層以上の職員については昨年の改定率を上回るよう引上げを行う。初任給については、大学・短大・高校卒程度のいずれの試験の採用職員についても10,900円それぞ

れ引上げを行うこととする。

この改定は、本年 4 月時点の比較に基づいて職員の給与と民間従業員の給与を均衡させるためのものであることから、同年同月に遡及して実施する。

（行政職給料表以外の給料表）

行政職給料表以外の給料表についても、行政職給料表との均衡を考慮し、本年 4 月に遡及して改定を行うこととする。

なお、教育職給料表の改定に当たっては、全国人事委員会連合会が作成した教員給与に関するモデル給料表の改定を参考にして行うこととする。

（イ） 第一種初任給調整手当（医師及び歯科医師）

医師及び歯科医師に対する初任給調整手当について、医療職俸給表（一）の改定状況を勘案して国家公務員に対してとられる措置に準拠して所要の改定を行い、本年 4 月に遡及して実施する。

（ウ） 第二種初任給調整手当（職員の月例給与水準を適切に確保するための手当）

国では、昨年の人事院勧告に基づき、本年 4 月 1 日より、月例給与水準が地域別最低賃金に相当する額を下回る場合に、その差額を補填するため、第二種初任給調整手当が支給されることとなった。

地方公務員には最低賃金法（昭和 34 年法律第 137 号）が適用されない一方で、最低賃金の上昇が続いていること、昨年 12 月の地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）の改正により、地方公共団体が条例に基づき支給することができる手当に第二種初任給調整手当が追加されたことを踏まえ、本県においても職員の月例給与水準を適切に確保するため、当該手当を新設する。

(イ) 地域手当

本委員会は、令和 6 年、社会と公務の変化に応じた給与制度の整備（給与制度のアップデート）の一環として、地域手当の見直しに関する勧告等を行い、支給割合の見直しは段階的に実施することとした。

令和 9 年度の級地別支給割合は別表第 4 に示すとおりとする。

(ロ) 宿日直手当

宿日直手当については、国家公務員に対してとられる措置等を考慮して、所要の改定を行う。

(ハ) 期末手当・勤勉手当

期末手当・勤勉手当については、昨年 8 月から本年 7 月までの 1 年間における民間の特別給の支給割合との均衡を図るため、支給月数を 0.05 月分引き上げ、4.70 月分とする。支給月数の引き上げ分は、民間の特別給の支給状況及び国家公務員に対してとられる措置に準拠して期末手当及び勤勉手当に均等に配分することとし、本年度については、12 月期の期末手当及び勤勉手当を引き上げ、令和 9 年度以降においては、期末手当及び勤勉手当のそれぞれの支給月数が 6 月期及び 12 月期で均等になるよう定めることとする。

また、教育職給料表（一）の適用を受ける職員のうち学長の職を占める職員、定年前再任用短時間勤務職員及び特定任期付職員の期末手当及び勤勉手当並びに任期付研究員の期末手当についても、同様に支給月数を引き上げることとする。

(ニ) 特定任期付職員の勤勉手当の見直し

特定任期付職員の勤勉手当については、国家公務員に対してとられる措置に準じて所要の見直しを行う。

(㌾) 定年前再任用短時間勤務職員の給与

定年前再任用短時間勤務職員の基準給料月額については、国家公務員に対してとられる措置に準じて引上げ改定を行う。

(㍑) その他

会計年度任用職員の給与については、常勤職員の給与の改定に係る取扱いに準じて改定することを基本とするよう総務省から通知がなされており、今回の勧告を踏まえた対応が望ましい。

(2) その他の給与制度の改定等

ア 在宅勤務等手当

在宅勤務等手当については、国では令和 6 年 4 月 1 日より、一定期間以上継続して一箇月当たり 10 日を超えて正規の勤務時間の全部を在宅で勤務することを命ぜられた職員に対して、手当が支給されているところである。一方、本県においては、在宅勤務制度は職員の多様な働き方の一つとして環境整備され、職員に利用されているものの、月に 10 日を超えて在宅勤務等を中心とした働き方をする職員は非常に少ないことから、本委員会としては引き続き、取得状況を注視していくこととする。

イ 転勤に伴う経済的な負担の軽減等

人事院は、転勤に対する金銭面での負担感が転勤の敬遠につながっており、公務上必要な転勤を行う職員の経済的負担等に対する給与上の措置を講じることで、異動の円滑化を図る必要があるとして、転居に関する手当の新設と特地勤務手当に準ずる手当の見直しを令和 9 年 4 月から実施し、広域異動手当の支給割合の引上げを本年 4 月に遡及して実施するとした。

また、今般新設する転居に関する手当は主に帰宅費用の観点等から転勤に伴う経済的負担を軽減するためのものだが、転勤に当たっては、これに限らず様々な経済的・精神的負担が生じ得るも

のであり、給与上の措置を講じていかなければ円滑な人事配置や優秀な人材の確保・定着が困難となるとして、転勤に関する手当を再編・統合し、新たに転勤に関する総合的な手当を設けることとし、その具体的な措置内容については、後述の職務・職責を重視した新たな給与体系と一体で令和9年夏に報告できるよう検討を進めるとしている。

(7) 転居に関する手当

人事院は、転居を伴う転勤による経済的負担は、単身赴任か否かといった転勤の形態にかかわらず一定程度生ずるものであり、全ての職員に対してその軽減を行う必要があるとして、現行の単身赴任手当の加算額を分離・再編し、転居を伴う転勤を行った職員を広く対象とする、転居に関する手当を新設することを勧告した。

本県においても、転居を伴う転勤を行う職員の経済的負担の軽減を図る必要があることから、今後示される国の制度内容及び他の都道府県の動向を注視しつつ、本県の実情に応じた対応について検討していく必要がある。

(イ) 特地勤務手当に準ずる手当

人事院は、へき地等の生活が不便な場所に所在する官署の人員確保が困難となっていることから、このような官署への転居を伴う転勤を円滑化するため、特地勤務手当に準ずる手当の支給対象となる官署を拡大することとした。

本県においても、これまで国家公務員の制度を基本として給与制度を構築してきたところであり、特地勤務手当に準ずる手当について所要の見直しを行うことが適切である。

ウ 新たな給与体系等

人事院は、昨年の報告の中で、本府省幹部職員等について、職務・職責を重視した新たな給与体系に移行するため、令和9年夏

に具体的な措置内容を報告できるよう、勤務時間や任用など他の制度と一体で見直しを進めると表明し、本年はその対象や給与の構成、年間給与水準等を骨格として示した。

また、本年の公務員人事管理に関する報告において、本府省幹部職員等以外の職員についても、年齢にかかわらず、能力・実績や職務上の役割・貢献をより適切に反映した人事管理及び処遇の実現を目指し、必要な制度の見直しを進めていくこととしている。

さらに、60 歳を超える職員については、国家公務員に関しては法律上、令和 13 年 3 月までに給与水準が 60 歳前後で連続的なものとなるよう措置を講じることとされており、シニア職員の活躍を支える観点から、給与水準を含む人事管理に関連する制度について、一体的な検討を加速していくとしている。

本県においても、今後示される国の制度内容を踏まえ、本県の実情に応じた対応について検討していく必要がある。

第2 公務運営の改善等に関する報告

1 人材の確保と活用

(1) 多彩で有為な人材の確保

社会情勢が大きく変化する中、複雑・高度化する行政課題に柔軟かつ迅速に対応できる多彩で有為な人材を確保することは本県にとって重要な課題である。

本県においては、過去に行財政改革で職員の採用抑制を行ったことなどにより30代後半から40代にかけて他の年代に比べて少ない職員構成となっており、特に一部の技術系職種では、20代の職員も著しく少ない職種がある。このため、将来にわたり安定的な組織運営を図るため、あるべき職員規模や職員構成を見据えながら、優秀な人材を計画的に確保していくことが非常に重要である。

しかしながら、少子化に伴う新規学卒者等の減少、民間企業や国、他の地方公共団体との競合により、職員採用を取り巻く環境は一層厳しさを増しており、採用試験の受験者確保及び採用辞退の防止に向けた一層の取組が求められている。

受験者の確保のためには、岐阜県の公務の魅力を発信していくことが重要である。本委員会としては、全職種を一堂に集めた県職員ガイダンス、技術系職員が働く現場の見学会、若手職員が出身高校を訪問して高校生に仕事の内容や魅力を紹介する取組、インターシップ等を実施するほか、大学等での就職セミナーや大規模な合同企業展への積極的な参加に加え、SNSで試験広告や職種ごとの仕事内容を紹介する動画を配信するなど、本県職員の様々な仕事内容や職場等についての具体的なイメージの浸透を図っている。特に、技術職や資格免許職については人材確保が困難な状況にあることから、短時間で実際の職務を体験できる「1day仕事体験」を年間通じて開催し、より積極的な情報発信に取り組んでいる。

採用試験については、春の大学卒程度採用試験では、行政職、技

術職及び資格免許職全ての試験区分で、民間企業で広く活用され様々な学部が受験しやすい総合適性検査SPIを導入しており、昨年度から受験者の更なる利便性向上のため、このSPIを自宅などでもオンラインで受験できるようにした。また、技術職・資格免許職については、就職活動の早期化に対応するため、大学・短大・高校卒程度の試験日程を従来よりも前倒して実施し、近隣県よりも早く合格発表を行うこととしている。さらに、技術職・資格免許職の一部職種において、昨年度、大学3年生から受験可能とする秋の大学卒程度試験を新設し、受験機会の更なる拡大を図った。

加えて、本年度からは、春・夏の大学卒程度試験において、技術職・資格免許職の一部職種の採用候補者名簿登載期間を1年間から3年間に延長するなどの見直しを図っている。

その他、30代から40代の年代が主な受験者となっている社会人経験者の採用選考は、職員の年齢構成の是正につながるものであり、昨年度から受験者の利便性を高めるため、事務一般の第1次試験を受験会場及び受験日の選択が可能となるCBT（Computer Based Testing）方式に切り替えた。今後も、即戦力としても期待できる社会人経験者枠の受験者確保を進めていく必要がある。

採用辞退の防止に向けては、任命権者において、採用予定者への継続的な個別相談の実施や県庁内の職場案内等が行われているが、引き続き、採用までの期間、任命権者におけるきめ細やかなサポートが望まれる。

本委員会では、引き続き、任命権者と連携して職種ごとの現状と課題を踏まえながら、公務の魅力と職員に関するきめ細かい情報発信を行う。

採用試験や選考については、国や他の地方公共団体においても、受験者の負担軽減や受験機会の拡大となるような多様な工夫が進められているところであり、これらの動きを十分注視し、一層の受

験者確保につなげる手法の検討を進めていく。

(2) 人材の育成

行政を取り巻く環境や行政ニーズが激しく変化する中、行政課題、組織・職員構成、職員の就業意識の変化やテレワーク等の柔軟な働き方に対応した体系的、長期的な人材育成が求められる。

職員の育成に当たっては、職員としての使命感・倫理観の涵（かん）養や政策立案・実行能力の向上、将来のキャリア形成を支援する研修を充実させるとともに、職員が計画的に受講できる仕組みが重要である。加えて、各職場においても職員を育成する風土を醸成するなど、組織全体で職員の育成に取り組む必要がある。そのため、管理職員には、日常業務や職員面談等の機会を活用した職員の今後のキャリアに資するような指導・助言など、職員のキャリア形成を支援する働きかけを行うことが求められることから、管理職員がその役割を十分に認識し、職員の人材育成に積極的に関わっていくことが必要である。

特に、新規採用職員が配属された職場では、担当係長やOJTトレーナーを始め、職場全体でOJTを適切に実施し、新規採用職員がOff-JTの履修により得られた知識も生かしながら、早期に環境や仕事に適応し能力を発揮できるよう努める必要があるほか、若手職員の人材育成には、管理職員が定期的な面談などを通じて、積極的にキャリア形成の支援を継続していくことが重要である。

また、女性職員の活躍推進に向けては、管理職員を対象とした研修等を通じて、性別や家庭の事情等に係る無意識の思い込み（アンコンシャス・バイアス）にとらわれない意識改革を進め、女性職員の幅広い分野への配置や登用に、より一層努める必要がある。

(3) 能力・実績に基づく人事管理の推進

組織全体のパフォーマンスを最大限に発揮するためには、職員一人ひとりの能力を引き出し、個々人の知識、専門性にも留意した人

事配置を行うなどの能力・実績に基づく人事管理を実践していくことが必要である。これは、今後増加していく 60 歳超の高齢層職員においても同様である。そのためには、職員の能力と勤務実績について客観的かつ公正・公平な人事評価を行うとともに、評価結果を人事管理の基礎として、速やかに任用、給与等へ適切に活用していくことが必要である。

人事評価の運用に当たっては、任命権者において、評価者に対する研修等の充実に努めるなど、人事評価の客観性、公平性、公正性の一層の向上を図ることが重要である。

また、評価結果の開示に当たっては、所属長等から丁寧に説明することなどにより職員が納得感と成長実感を得られ、意欲向上や能力伸長につなげられるよう適切なフィードバックを行うなど、人材育成や組織マネジメント向上の観点から、より効果的な運用が求められる。

その一方で、人事管理においては、定年引上げの影響を見極めつつ、職種ごとの年齢・職位別の人員構成にも留意し、中長期的な視点で持続的な行政運営のための取組を進める必要がある。

また、知事部局においては、人事評価の結果に基づき、職務の遂行に支障を来している職員を対象とした支援措置として「職務能力向上支援プログラム」が実施されている。当プログラムの実施に当たっては、対象職員にその趣旨等を丁寧に説明するとともに、職務遂行能力の向上等が図られるよう効果的な実施に努める必要がある。

2 勤務環境の整備

(1) 長時間労働の是正

長時間労働は、職員の心身の健康を損なうおそれがあるのみならず、公務能率を低下させ、ワーク・ライフ・バランスを妨げる要因

となるものであり、その是正は極めて重要な課題である。

本県では、平成 31 年 4 月から、人事委員会規則により時間外勤務を命ずることができる上限時間を設定し、時間外勤務の縮減に取り組んでいる。

任命権者においては、特例業務により時間外勤務の上限時間を超える場合でも月 100 時間未満とすることや月 45 時間超は連続 2 か月までとするなどの目標を設定し、長時間労働の是正に努めているところである。

知事部局では、パソコンのログによる勤務時間の把握や、100 時間以上となるおそれのある場合の抑制対策、上限時間を超えた場合の事後検証等の取組により、令和 7 年度に時間外勤務が上限時間（月 45 時間）を超過した職員は延べ 2,116 人と、令和 6 年度から 24.8%減少し、月 100 時間以上となった職員は延べ 94 人と、令和 6 年度から 59.7%減少した。

教育委員会では、平成 29 年度から毎年度「教職員の働き方改革プラン」を策定し、学校業務や教職員の働き方の見直し等を進めるとともに、令和元年度以降、文部科学省が定めた指針等に基づき、時間外在校等時間の上限を原則月 45 時間、年 360 時間とする取組が実施されている。学校現場における教職員の多忙化、長時間勤務の常態化は大きな課題となっており、昨年 6 月、学校における働き方改革の更なる加速化等を進めるため、公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法等の一部が改正された。これを踏まえて、教育委員会では、本年度、「教職員の働き方改革プラン」において 1 か月の時間外在校等時間が 80 時間を超える教職員の割合を 0 %とする数値目標を設定し、様々な取組を進めているところである。

こうした取組の一方で、今般、知事部局及び教育委員会において、長時間労働に起因する公務災害事案があったことは、非常に憂慮す

べきである。

現在、知事部局においては、月 100 時間超の時間外勤務をする職員をゼロとすることを目標とし、パソコンのログを用いた早期の注意喚起を強化しているほか、生成 A I の導入により業務効率化及び行政サービスの向上を図るなどの取組が進められている。

また、教育委員会においては、月間計画を活用した部活動の負担の偏りの解消に向けた取組や、部活動指導員のリスト作成による外部指導者の円滑な確保の促進、出退勤管理システムと部活動実績簿との照合による時間外在校等時間の正確な把握の徹底、保健師による高ストレス者へのフォロー体制の構築等が図られているところである。

各任命権者においては、上記の取組を着実に推進するとともに、業務量に応じた適正な人員配置、職員間の業務負担の平準化、事務事業の抜本的な見直し、業務量の削減、業務の効率化・合理化、働き方の見直し等、職員の負担軽減につながる実効性のある方策を総合的に講じる必要がある。

また、長時間の時間外勤務を行った職員に対しては、管理職員が面談等により速やかに健康状態を確認するとともに、医師による面接指導を迅速に実施し、その結果に基づく就業上の措置を適切に講じることが求められる。

そして、長時間労働の是正には管理職員の役割が極めて重要であるため、管理職員のマネジメント能力向上や意識改革のための取組の充実を図るとともに、その役割を十分に果たせるよう管理職員自身の負担軽減にも配慮する必要がある。

さらに、教育委員会においては、上記の取組に加えて、現場の実態を十分に踏まえ、勤務時間管理の徹底、学校と教師の業務の 3 分類を踏まえた業務の適正化・効率化、高等学校部活動ガイドラインの遵守徹底、部活動顧問となる教師の負担軽減等について、実効性

のある取組を迅速に進めていくことが必要である。

併せて、市町村立学校も含めた学校現場全体で状況が改善されるよう、県教育委員会は市町村教育委員会に対し必要な指導、助言等を行い、その取組を支援していくことが求められる。

各任命権者においては、今後、長時間労働に起因する公務災害事案が発生することのないよう、再発防止策に一層取り組んでいく必要がある。

本委員会としても、引き続き、長時間労働や健康確保措置等の状況を把握し、労働基準監督機関として必要な指導等を行っていく。

(2) 職員の健康管理

職員がその能力を十分に発揮して職務を遂行し、質の高い行政サービスを提供するためには、心身ともに健康であることを第一に考える必要がある。

しかしながら、職務内容の複雑化、社会の急激な変化により職員が限られた人数で様々な行政課題への対応を迫られている状況や緊急に対応しなければならない業務の発生等の要因により、ストレスを抱える職員は今後ますます増加することが懸念される。

本県では、令和7年度の休職者のうちのおよそ8割が精神系疾患を原因としており、その割合が高止まりしていることから、職員のメンタルヘルス対策は特に重要な課題である。

メンタルヘルス対策においては、まず、職員自身がストレスや不調に早期に気づき、適切に対処できるよう、メンタルヘルスに対する意識向上や自発的に相談できる体制の整備など、職員の「セルフケア」を促すことが大切である。また、職場内の円滑なコミュニケーションによりメンタルヘルスの向上を図ることも大切である。

加えて、管理職員や係長は、日常業務や日頃のコミュニケーションを通じて職員の状況を把握し、ストレスの状況や心の健康状態の変化を早期に察知し、相談窓口の紹介や医療機関への受診勧奨等、

早期発見・早期対応に努めるとともに、業務量や業務内容、人間関係等にも目配りし、ストレス要因の発生防止に努めるなど、適切な「ラインケア」を行う必要がある。

また、管理職員等が心の健康に関する知識を深め、相談対応のスキルアップや状況に応じた適切な「ラインケア」を行うことができるよう、任命権者は研修の充実等に努める必要がある。

任命権者においては、毎年度ストレスチェックを実施し、職員自身にストレスへの気づきを促しているところであり、集団分析結果等を職場環境の改善や健康管理体制の充実に適切に活用していく必要がある。令和7年度の職員の受検率は約95%となっているが、更に受検率の向上を図り、職員のメンタルヘルス向上のために活用していくことが求められる。

休職者等の職場復帰については、知事部局において、昨年度から、健康管理部門の保健師や心理職等の専門職が、病気休暇を取得する初期の段階から職員に関わるとともに、職場におけるラインケアを支援し、職場復帰に向けた所属及び職員のサポートを開始した。さらに、本年度は、管理職員や保健師等の支援プロセスの標準モデルを作成するなど、フォロー体制の構築に向けた取組が進められているところである。

任命権者においては、精神系疾患を原因とする休職者の割合が高止まりしていることを踏まえ、今後も、引き続き、健康管理部門の専門職を活用した実効性のある休職者支援の強化が求められる。

なお、近年、自然災害や高病原性鳥インフルエンザなど、緊急に対応しなければならない業務がいつ発生してもおかしくない状況にある。時間外勤務の増加や慣れない業務への従事によりストレスや疲労が蓄積し、心身に不調を来す職員の増加が懸念されることから、任命権者は職員の健康管理に十分に配慮することが求められる。併せて、緊急に対応しなければならない業務に備え、あらかじめ必

要な装備の調達等を進めることや対応マニュアルの整備など、引き続き職員の健康と安全を確保することを基本に取り組む必要がある。

また、労働安全衛生管理に関して、各所属において業務上のリスクや対策を確認する職場点検が行われているところであるが、職種を問わず不注意、不安全行動を原因とする転倒、転落等の行動災害も発生している状況にあることから、業務上の事故や健康被害を未然に防止するため、任命権者は、引き続き安全衛生管理について全職員への周知徹底を図り、職場の安全意識を更に高めていくことが求められる。

加えて、熱中症対策については労働安全衛生規則が改正され、昨年6月から、事業者に対し早期発見のための体制整備、重篤化を防止するための措置の実施手順の作成等が義務付けられたことから、引き続き、各公署や各学校等において適切に対応することが必要である。

なお、人事院は本年の勧告において、休日や週休日に勤務を命じる必要がある場合、職員が、その勤務した時間と同じだけ休むことができるよう、代休日の指定及び週休日の振替等を1日又は4時間単位に限らず行うことを可能とするよう見直しを勧告している。本県においても、今後、国における法改正の状況を注視しつつ、他の都道府県の状況を踏まえながら制度の見直しに向けて検討を進める必要がある。

(3) 誰もが働きやすい職場環境づくり

多彩な人材の活躍を促進するためには、年齢や性別、障がいの有無などにかかわらず、職員一人ひとりの個性や多様性を尊重し、その能力を最大限に発揮できる職場環境づくりを進めていくことが重要であり、組織全体の活力向上につながるものである。

定年が段階的に引き上げられる中、60歳超の高齢層職員は、これ

まで培ってきた知識、経験や専門性を基に活躍するとともに、若手職員への知見や技術、ノウハウの継承を通じた人材育成への貢献などが望まれる。

女性職員の活躍推進については、職員の能力や経験にあわせて女性の職域の拡大が進められる中で、女性が少ない職場においても働きやすくなるよう職場環境の整備に取り組んでいく必要がある。

障がい者雇用では、法定雇用率がこれまでの 2.8%から本年 7 月以降は 3.0%（教育委員会においては 2.7%から 2.9%）となった。任命権者においては「障がい者活躍推進計画」を策定し、障がいのある職員が安心して働くことができる職場環境づくり等の取組を進めているところであるが、更なる推進のためには、障がいのある職員一人ひとりの障がい特性や希望に応じた合理的配慮の円滑かつ適切な提供が必要である。障がいのある職員及び配属先の管理職員、関係職員に対する相談支援や研修等の充実を図り、周囲の職員との相互理解のもとで障がいのある職員が職場に定着できるよう取り組み、全ての職員が働きやすく継続して勤務できる職場環境の整備につなげていくことが求められる。

また、「性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する国民の理解の増進に関する法律」（L G B T 理解増進法）により、事業主は性的指向とジェンダーアイデンティティの多様性に関する労働者の理解増進に努めることとされている。

こうした状況を踏まえ、任命権者においては、誰もが働きやすい職場環境の整備を図っていくことが求められる。

(4) ハラスメント防止対策

「パワー・ハラスメント」、「セクシュアル・ハラスメント」、「妊娠、出産、育児又は介護に関するハラスメント」など、職場環境を悪化させるハラスメントを防止していくことは、職員が働きやすい職場環境を実現する上で重要な課題である。

任命権者においては、研修等を通じた意識啓発、相談窓口の設置、職員からの情報提供等により、ハラスメントの防止と早期発見、早期対応に努めているところである。

ハラスメントを根絶するためには、管理職員の意識や役割が極めて重要であることから、任命権者は、研修内容をより実効性のあるものとするなど、管理職員のハラスメント防止に関する意識や対応能力を一層高めていくことが必要である。また、全職員のハラスメント防止に関する意識を高めるため、研修等の充実に努めるとともに、事案の早期発見、早期対応のため、職員が利用しやすい相談体制を構築し、その周知を徹底していくことが求められる。

さらに、任命権者は、ハラスメント事案を把握した場合には、迅速に事実調査、被害者・加害者への適切な処置を行うとともに、有効な再発防止策を講じる必要がある。

また、近年、顧客等からの著しい迷惑行為への対応について社会的関心が高まっており、労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律の一部改正により、本年 10 月よりカスタマー・ハラスメントにより労働者の就業環境が害されることを防ぐため、事業主に雇用管理上必要な措置が義務付けられた。公務においても行政サービスの利用者等が業務の範囲や程度を明らかに超える要求をする言動に対して、一層の取組を進めなければならない。任命権者においては、「カスタマーハラスメントの防止及び対応に関する指針」を策定したところだが、カスタマー・ハラスメントに対して組織として毅然とした対応を取りやすくするなど、引き続き対策を進める必要がある。

3 ワーク・ライフ・バランスの推進

(1) 多様な働き方の推進

ライフスタイルや働き方に対する価値観が多様化する中、職員が

それぞれの事情に応じた働き方を選択でき、誰もが意欲をもって能力を発揮できる勤務環境の実現に向け、一層の働き方改革の推進が必要である。

本県では、業務継続性の確保や公務能率の向上、仕事と家庭生活の両立を図る等のため、時差出勤制度や在宅勤務制度及びデジタル技術の活用などにより、職員の多様な働き方を推進している。

時差出勤は、知事部局及び教育委員会の一部において昨年7月から、公務に支障のない範囲で、事由を問わず誰もが利用可能となった。

在宅勤務は、子育て、介護等のために時間の制約を受ける職員が、ワーク・ライフ・バランスの実現を図るうえで有効であるほか、その他の職員においても、公務能率の向上や職員個々の事情に応じた時間の有効活用に資するものとして、本県では令和5年5月から職員の多様な働き方の一つとして環境整備された。

また、デジタル技術で職員の働き方を変えるため、知事部局及び教育委員会の一部において、職員間での情報共有の効率化やコミュニケーションを円滑化できるソフトウェアの活用を進めるとともに、昨年度から令和9年度にかけてタブレット型パソコンを導入している。これらの取組により、出張先等どこでも業務が可能となる環境を整備することとしている。

任命権者においては、こうした執務環境の変化や職員のニーズも踏まえ、引き続き職員のライフスタイルに応じた多様な働き方を可能とする勤務制度や職場環境の充実を図っていくことが求められる。近年、国や他の地方公共団体において、フレックスタイム制の導入や拡充の動きが見られるところである。本県においても、より柔軟な勤務形態の下で、職員の能力発揮や職務成果が期待できるフレックスタイム制の拡充に向けて検討を進める必要がある。

また、職員が心身の疲労を回復し、ゆとりある生活を送るために

は、年次休暇等の取得促進を図っていく必要がある。知事部局における令和7年の年次休暇の1人当たり平均取得日数は13.9日と前年(13.7日)より増加した。本県の夏季休暇は、業務の状況に応じ取得しやすいよう、令和6年度から取得可能期間を1月拡大し、6月から10月までとした。令和7年度の各任命権者における取得日数は1人当たり平均3.94日～3.99日となっており、付与日数4日をほぼ取得している状況である。さらに、夏季休暇については、本年度より付与日数を4日から6日に拡充した。これにより、前後の週休日と合わせた連続休暇の取得も可能となったため、職員の健康促進、自己研鑽(さん)又は疲労回復による公務能率の向上といった効果が期待できる。

任命権者においては、引き続き、年次休暇取得計画表の活用や、2(1)で述べた長時間労働の是正へ向けた取組により、休暇を取得しやすい環境づくりを着実に進め、週休日や夏季休暇等と組み合わせた計画的・連続的な取得促進に努めることで、公務能率を向上させ、質の高い行政サービスの提供につなげることが求められる。

なお、人事院は本年の勧告において、様々な事情を抱える職員が継続して活躍できるようにするため、全ての職員を対象に、公務の運営に支障がない場合において、取得事由を問わず、年間7日の無給休暇を新設するとしている。本県においても、今後、国の法改正の状況や他の都道府県の状況を踏まえながら、導入に向けて検討を進める必要がある。

(2) 子育て、介護等の家庭生活と仕事の両立支援

少子高齢化が進む中、男女を問わず、職員が子育て、介護等の家庭生活と仕事を両立し、その能力を発揮できる勤務環境を整備していくことは重要な課題である。

子育てに関しては、任命権者において、次世代育成支援対策推進法に基づく特定事業主行動計画(以下「計画」という。)が策定され、

子育てと仕事との両立支援の取組が進められている。この計画では、男性職員の育児休業取得率が指標の一つとして掲げられており、令和7年度の男性職員の育児休業取得率は、知事部局は101.9%と高い水準にある。また、教育委員会は51.7%（市町村立学校の教職員を含む。）と前年度より大幅に増加している。

また、育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律の一部改正を踏まえた人事院規則の改正に準じ、本県においても、昨年6月に関係条例を改正し、妊娠又は出産等を申し出た職員に対し、育児休業制度の情報提供等に併せて仕事と育児の両立支援制度等に関する情報提供や利用に係る意向確認等の措置を講じることが各任命権者に義務付けた。任命権者においては、育児と仕事の両立支援ハンドブック等を作成し、制度を周知しているところだが、引き続き、制度を確実に周知するとともに、制度を利用しやすい職場環境の整備等、計画に基づく取組を着実に推進していくことが求められる。

特に、教育委員会においては、教職員が安心して制度を利用できるよう、制度の周知、代替等職員の配置、教職員の意識改革等に取り組むとともに、市町村立学校の教職員についても同様に取組が進められるよう、市町村教育委員会に働きかけていくことが求められる。

また、定年の引上げ等に伴い、親等の介護に直面する職員は今後とも増加すると見込まれる。

現在、介護休暇、介護時間（時短勤務）、早出遅出勤務等の両立支援制度が設けられているが、任命権者においては、制度の周知や、制度を利用しやすい職場環境の整備に努めることが求められる。

なお、子育て、介護等に関する両立支援制度については、国や他の都道府県の状況等も参考に、引き続き制度の拡充に向けた検討を進める必要がある。

4 公務員倫理の確立等

本県では、平成 18 年に発覚した不正資金問題に対する深い反省の上に立って策定した「県政再生プログラム」及び「岐阜県職員倫理憲章」に基づき、透明性が高く信頼される県政に向けた改革に取り組んでいるところである。

職員一人ひとりが、自らの言動が公務全体の信用に影響を与えることを十分に認識し、法令を遵守した適切な職務遂行はもとより、公務員倫理と服務規律の保持に努めるとともに、多様化・複雑化する行政課題に果敢に取り組んでいくことで、行政サービスの一層の向上に努め、県民の信頼と期待に応えられるよう、その職責を果たすことが求められる。

しかしながら、近年においても、公務上又は私生活上の非違行為に係る懲戒処分事案や、個人情報漏えい等の情報セキュリティ事故が依然として発生している。

任命権者においては、職員に対し、適正な職務執行や服務規律の厳正な保持について絶えずその徹底を図り、公務員倫理を確立していくことが求められる。

また、不適切な事務処理事案に関しては、類似の事案が複数の職場で見受けられる場合には、そこに構造的問題がある可能性もあることから、事案の背景を検証し、適切な再発防止策を講じることが求められる。

第3 給与勧告実施の要請

本委員会の給与勧告制度は、労働基本権を制約されている職員の適正な処遇を確保するため、情勢適応の原則に基づき職員の給与水準を民間の給与水準に合わせるものとして、県民の理解と支持を得ながら職員の給与を決定する方式として定着している。

県内の民間従業員の給与との精密な比較により職員の給与を決定する仕組みを通じて、職員の適正な給与水準を確保することは、職員の努力や実績に報いるとともに、ひいては県行政の効率的、安定的な運営に寄与するものである。そのため、本県においても人事院勧告を踏まえた適正な給与を支給することが必要であると考えます。

本委員会の勧告による給与を始めとした諸制度の見直しにより、一人ひとりの職員が、これまで以上に高いパフォーマンスを発揮されるとともに、組織力の向上、更には本県全体の行政サービス向上につながることを期待する。

議会及び知事におかれては、このような人事委員会勧告制度の意義や役割に深い理解を示され、別紙第2の勧告のとおり実施されるよう要請する。

別表第1 民間企業の役職段階と公務の職務の級の対応関係

行政職給料表

公務の 職務の級	民 間 企 業	
	企業規模 500 人以上 の事業所	企業規模 100 人以上 500 人未満の事業所
9 級	支店長、工場長、部長、部次長	
8 級	課長	支店長、工場長、部長、部次長
7 級		
6 級	課長代理	課長
5 級		
4 級	係長	課長代理
3 級		係長
2 級	主任	主任
1 級	係員	係員

別表第2 職員給与と民間給与との較差

民 間 従 業 員 の 給 与 ①	3 9 7 , 9 9 7 円
職 員 の 給 与 ②	3 8 5 , 7 6 8 円
較 差 ①－② (円) $\left[\frac{①-②}{②} \times 100 \right] (\%)$	1 2 , 2 2 9 円 (3 . 1 7 %)

(注) 民間、職員ともに、本年度の新規学卒の採用者は含まれていない。

別表第3 民間における特別給の支給状況

平均所定内給与月額	下 半 期 (A1)	3 4 8 , 8 8 0 円
	上 半 期 (A2)	3 6 2 , 8 4 9 円
特 別 給 の 支 給 額	下 半 期 (B1)	8 2 9 , 4 8 4 円
	上 半 期 (B2)	8 4 6 , 1 2 1 円
特別給の支給割合	下 半 期 (B1/A1)	2 . 3 8 月分
	上 半 期 (B2/A2)	2 . 3 3 月分
年 間 計		4 . 7 1 月分

(注) 下半期とは令和7年8月から令和8年1月まで、上半期とは令和8年2月から7月までの期間をいう。

備考 職員の場合、現行の年間支給月数は、4.65月である。

別表第4 令和9年度の地域手当の級地別支給割合

都道府県	支給地域	級地	支給割合
富山県	富山市	4パーセント級地	100分の4
石川県	金沢市	4パーセント級地	100分の4
長野県	長野市	4パーセント級地	100分の4
愛知県	一宮市、小牧市	8パーセント級地	100分の8
その他人事委員会が認める地域		地域ごとに人事委員会が定める級地	－

別紙第 2

勸 告

次の事項を実現するため、岐阜県職員の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例（昭和 32 年岐阜県条例第 29 号）、岐阜県一般職の任期付研究員の採用等に関する条例（平成 12 年岐阜県条例第 48 号）及び岐阜県一般職の任期付職員の採用等に関する条例（平成 14 年岐阜県条例第 38 号）を改正することを勧告する。

1 岐阜県職員の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の改正

(1) 給料表

現行の給料表を別記第 1 のとおり改定すること。

(2) 諸手当

ア 初任給調整手当について

(ア) 医療職給料表（一）、行政職給料表又は研究職給料表の適用を受ける医師及び歯科医師に対する支給月額を人事院勧告の内容を考慮して改定すること。

(イ) 初任給調整手当を第一種初任給調整手当及び第二種初任給調整手当からなる手当に改め、改正前の初任給調整手当を第一種初任給調整手当とすること。

(ウ) 職員の月例給与水準を適切に確保するため、第二種初任給調整手当を新設し、新たに採用された職員等に対し、当該職員に適用される給料表の給料月額のうち、当該職員の属する職務の級及び職員の受ける号給に応じた額並びにこれに地域手当の支給割合を乗じて得た額の合計額を、岐阜県職員の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例第 31 条第 1 項の勤務時間を考慮して 1 時間あたりに換算した額が、その在勤する地域にお

ける民間の賃金の最低基準を考慮して人事委員会規則で定める額を下回るときは、その差額を踏まえて人事委員会規則で定めるところにより算出した額を支給すること。

- (エ) 定年前再任用短時間勤務職員その他の人事委員会規則で定める職員については、(ウ)の職員の属する職務の級及び職員の受ける号給に応じた額に関し所要の措置を講ずること。

イ 宿日直手当について

勤務 1 回に係る支給額の限度を、通常の宿日直勤務は 5,000 円、医師又は歯科医師の宿日直勤務は 24,000 円、人事委員会規則で定める管理又は監督の業務その他特殊な業務を主とする宿日直勤務は 8,000 円（執務時間が通常の執務日の 2 分の 1 の時間である日の退庁時から引き続く場合にあっては、それぞれ 7,500 円、36,000 円、12,000 円）とすること。

ウ 期末手当及び勤勉手当について

- (ア) 令和 8 年 12 月期の支給割合

a b 及び c 以外の職員

期末手当の支給割合を 1.2875 月分（定年前再任用短時間勤務職員にあっては、0.7375 月分）とし、勤勉手当の支給割合を 1.0875 月分（定年前再任用短時間勤務職員にあっては、0.5375 月分）とすること。

b 人事委員会規則で定める管理又は監督の地位にある職員（以下「管理・監督職員」という。）

期末手当の支給割合を 1.0875 月分（定年前再任用短時間勤務職員にあっては、0.6375 月分）とし、勤勉手当の支給割合を 1.2875 月分（定年前再任用短時間勤務職員にあっては、0.6375 月分）とすること。

c 教育職給料表（一）の適用を受ける職員のうち学長の職を占める職員

期末手当の支給割合を 0.7 月分とし、勤勉手当の支給割合を 1.1 月分とすること。

(イ) 令和 9 年度以降の支給割合

a b 及び c 以外の職員

6 月及び 12 月に支給される期末手当の支給割合をそれぞれ 1.275 月分（定年前再任用短時間勤務職員にあっては、それぞれ 0.725 月分）とし、6 月及び 12 月に支給される勤勉手当の支給割合をそれぞれ 1.075 月分（定年前再任用短時間勤務職員にあっては、それぞれ 0.525 月分）とすること。

b 管理・監督職員

6 月及び 12 月に支給される期末手当の支給割合をそれぞれ 1.075 月分（定年前再任用短時間勤務職員にあっては、それぞれ 0.625 月分）とし、6 月及び 12 月に支給される勤勉手当の支給割合をそれぞれ 1.275 月分（定年前再任用短時間勤務職員にあっては、それぞれ 0.625 月分）とすること。

c 教育職給料表（一）の適用を受ける職員のうち学長の職を占める職員

6 月及び 12 月に支給される期末手当の支給割合をそれぞれ 0.6875 月分とし、6 月及び 12 月に支給される勤勉手当の支給割合をそれぞれ 1.0875 月分とすること。

2 岐阜県一般職の任期付研究員の採用等に関する条例の改正

(1) 給料表

現行の給料表を別記第 2 のとおり改定すること。

(2) 期末手当について

ア 令和 8 年 12 月期の支給割合

期末手当の支給割合を 1.8 月分とすること。

イ 令和 9 年度以降の支給割合

6 月及び 12 月に支給される期末手当の支給割合をそれぞれ 1.775 月分とすること。

3 岐阜県一般職の任期付職員の採用等に関する条例の改正

(1) 給料表

現行の給料表を別記第 3 のとおり改定すること。

(2) 特定任期付職員の期末手当及び勤勉手当について

ア 令和 8 年 12 月期の支給割合

期末手当の支給割合を 0.9875 月分とし、勤勉手当の支給割合を 0.9125 月分とすること。

イ 令和 9 年度以降の支給割合

6 月及び 12 月に支給される期末手当の支給割合をそれぞれ 0.975 月分とし、6 月及び 12 月に支給される勤勉手当の支給割合をそれぞれ 0.9 月分とすること。

ウ 勤勉手当の支給総額

勤勉手当の支給総額について、職員の数、人事評価の結果その他の事情を考慮して当該総額を超えて支給することが特に必要と認められる場合には、当該総額に 3 を超えない範囲内で当該職員の数に応じて人事委員会規則で定める数を乗じて得た額の範囲内で人事委員会の承認を受けた額とすること。

4 改定の実施時期

この改定は、令和 8 年 4 月 1 日から実施すること。ただし、1 の(2)のウの(ア)、2 の(2)のア及び 3 の(2)のアについては、令和 8 年 12 月 1 日から、1 の(1)の別記第 1 教育職給料表（二）の備考（二）及び教育職給料表（三）の備考（二）により加算される金額の改定については、令和 9 年 1 月 1 日から、1 の(2)のアの(イ)、(ウ)、(エ)及びウの(イ)、2 の(2)のイ並びに 3 の(2)のイ及びウについては、

令和 9 年 4 月 1 日から実施すること。

別記第 1

行 政 職 給 料 表

職員 の区 分	職務 の級 号 給	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級	8 級	9 級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円	円	円	円	円	円
	1	209,300	256,500	291,900	327,100	351,200	387,000	443,000	496,600	552,600
	2	210,500	257,800	292,900	328,700	353,000	388,800	444,900	501,900	559,400
	3	211,700	259,300	294,000	330,100	354,900	390,400	446,800	506,800	564,600
	4	212,800	260,700	295,000	331,600	356,700	392,100	448,700	511,700	568,900
	5	213,900	262,100	296,000	333,000	358,400	393,700	450,600	515,700	572,300
	6	215,600	263,600	297,100	334,200	360,300	395,500	452,400	519,100	575,600
	7	217,300	265,000	298,000	335,300	362,000	397,100	454,300	522,000	578,500
	8	218,900	266,500	299,000	336,500	363,700	398,700	456,200	524,500	581,000
	9	220,400	267,900	300,100	337,800	365,300	400,100	457,800	526,500	583,000
	10	222,100	269,100	301,100	339,500	367,100	401,700	459,300		
	11	223,800	270,500	302,200	341,200	368,800	403,300	460,900		
	12	225,400	271,800	303,300	342,900	370,500	404,900	462,400		
	13	226,900	273,000	304,300	344,400	372,100	406,700	463,900		
	14	228,600	274,300	305,600	346,000	373,700	408,700	465,200		
	15	230,400	275,600	307,000	347,700	375,400	410,600	466,500		
	16	232,100	276,800	308,200	349,400	376,900	412,400	467,800		
	17	233,300	277,900	309,600	350,900	378,200	414,000	469,000		
	18	235,000	279,100	310,900	352,600	380,000	415,800	470,300		
	19	236,600	280,200	312,100	354,200	381,600	417,500	471,600		
	20	238,100	281,300	313,400	355,900	383,300	419,200	472,800		
	21	239,600	282,300	314,500	357,300	384,500	420,900	474,000		
	22	241,300	283,300	315,700	359,100	386,000	422,300	474,800		
	23	242,900	284,300	317,000	360,800	387,500	423,800	475,600		
	24	244,600	285,400	318,300	362,400	389,100	425,200	476,400		
	25	246,200	286,400	319,700	363,700	390,800	426,700	477,000		
	26	248,000	287,300	320,800	365,600	392,600	427,900	477,600		
	27	249,400	288,100	321,800	367,400	394,200	429,100	478,200		
	28	250,700	289,100	322,900	369,000	395,900	430,200	478,800		
	29	252,100	289,900	324,100	370,500	397,400	431,200	479,500		
	30	253,200	290,700	325,300	372,200	398,700	432,400	480,300		
	31	254,300	291,500	326,500	373,800	399,900	433,500	480,900		
	32	255,400	292,300	327,700	375,500	401,300	434,700	481,600		
	33	256,500	293,000	328,900	377,200	402,600	435,400	482,000		
	34	257,400	293,800	330,300	379,000	403,500	436,100	482,500		
	35	258,400	294,600	331,700	380,900	404,500	436,700	482,900		
	36	259,400	295,300	333,000	382,700	405,500	437,400	483,300		
	37	260,400	296,100	334,400	384,200	406,300	438,000	483,700		
	38	261,300	297,000	335,700	385,700	407,200	438,700	484,000		
	39	262,300	297,700	337,000	387,100	408,100	439,200	484,300		
	40	263,100	298,500	338,400	388,500	408,900	439,700	484,600		
	41	263,900	299,200	339,700	390,100	409,800	440,000	484,900		
	42	264,500	299,900	341,000	390,900	410,600	440,200	485,300		
	43	265,100	300,600	342,300	391,800	411,400	440,500	485,600		
	44	265,700	301,300	343,400	392,800	412,100	440,800	485,900		

職員の区分	職務の級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級	8 級	9 級
	号 給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
定年 前再 任用 短時 間勤 務職 員以 外の 職員	45	266,400	301,900	344,200	393,700	412,800	441,100	486,200		
	46	266,900	302,600	345,500	394,800	413,500	441,500			
	47	267,600	303,300	346,700	395,800	414,200	441,800			
	48	268,200	303,900	348,000	396,800	414,900	442,100			
	49	268,700	304,600	349,100	397,700	415,400	442,300			
	50	269,300	305,300	350,400	398,400	416,000	442,600			
	51	269,900	306,000	351,600	399,100	416,700	442,800			
	52	270,400	306,700	352,900	399,700	417,400	443,100			
	53	270,800	307,200	354,200	400,200	417,800	443,300			
	54	271,200	307,900	355,200	400,800	418,400	443,600			
	55	271,500	308,600	356,300	401,400	419,000	443,900			
	56	271,800	309,300	357,400	402,100	419,500	444,200			
	57	272,100	309,900	358,200	402,400	420,000	444,400			
	58	272,400	310,600	359,100	403,100	420,600	444,700			
	59	272,700	311,200	359,800	403,800	421,200	445,000			
	60	273,000	311,900	360,600	404,400	421,700	445,200			
	61	273,400	312,500	361,400	404,800	422,100	445,400			
	62	273,700	313,000	361,800	405,300	422,600	445,700			
	63	274,000	313,500	362,400	405,900	423,200	446,000			
	64	274,300	314,000	363,100	406,500	423,800	446,200			
	65	274,600	314,500	363,900	406,900	424,100	446,400			
	66	274,900	315,000	364,600	407,500	424,400	446,700			
	67	275,200	315,500	365,300	408,200	424,700	447,000			
	68	275,500	316,000	365,900	408,800	425,100	447,200			
	69	275,800	316,300	366,400	409,200	425,400	447,400			
	70	276,100	316,800	367,000	409,700	425,700	447,700			
	71	276,400	317,200	367,600	410,300	426,000	448,000			
	72	276,800	317,700	368,200	410,800	426,200	448,200			
	73	277,100	318,100	368,500	411,300	426,400	448,400			
	74	277,400	318,500	369,000	411,900	426,700				
	75	277,700	318,900	369,300	412,400	427,000				
	76	278,000	319,200	369,700	412,800	427,200				
	77	278,300	319,400	370,100	413,100	427,400				
	78	278,600	319,700	370,600	413,500	427,700				
	79	278,900	319,900	371,100	413,900	428,000				
	80	279,200	320,200	371,600	414,300	428,200				
	81	279,500	320,400	372,000	414,700	428,400				
	82	279,800	320,600	372,400	415,200	428,700				
	83	280,100	320,900	372,800	415,600	429,000				
	84	280,400	321,100	373,200	416,000	429,200				
	85	280,700	321,400	373,500	416,300	429,400				
	86	281,000	321,600	373,900	416,800					
	87	281,300	321,900	374,300	417,200					
	88	281,600	322,200	374,700	417,600					
	89	281,900	322,500	374,900	417,900					
	90	282,200	322,800	375,300						
	91	282,500	323,200	375,700						
	92	282,800	323,500	376,100						

職員の区分	職務の級 号 給	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級	8 級	9 級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
	93	283,100	323,700	376,300						
	94		324,000	376,600						
	95		324,300	377,100						
	96		324,700	377,400						
	97		324,900	377,700						
	98		325,200	378,100						
	99		325,500	378,500						
	100		325,900	378,900						
	101		326,100	379,400						
	102		326,400	379,800						
	103		326,700	380,200						
	104		327,000	380,600						
	105		327,200	381,100						
	106		327,500	381,500						
	107		327,800	381,800						
	108		328,100	382,100						
	109		328,300	382,500						
	110		328,600	382,900						
	111		329,000	383,200						
	112		329,300	383,500						
	113		329,500	384,000						
	114		329,700							
	115		330,000							
	116		330,400							
	117		330,600							
	118		330,800							
	119		331,100							
	120		331,400							
	121		331,700							
	122		331,900							
	123		332,200							
	124		332,500							
	125		332,900							
定年前再任用短時間勤務職員		基準 給料月額	基準 給料月額	基準 給料月額	基準 給料月額	基準 給料月額	基準 給料月額	基準 給料月額	基準 給料月額	基準 給料月額
		円	円	円	円	円	円	円	円	円
		223,200	252,600	298,200	321,100	338,200	366,700	413,500	451,200	509,600

備考 この表は、他の給料表の適用を受けない全ての職員に適用する。ただし、第27条第1項に規定する職員を除く。

公 安 職 給 料 表

職員 の区 分	職務 の級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級	8 級	9 級
	号 給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円	円	円	円	円	円
	1	240,500	262,000	285,500	325,600	363,300	386,100	418,300	456,000	504,900
	2	242,900	264,200	287,400	326,700	364,900	387,900	420,100	457,600	510,800
	3	245,300	266,500	289,600	327,700	366,300	389,700	421,700	459,100	515,600
	4	247,800	268,700	291,700	328,600	367,900	391,400	423,500	460,700	520,300
	5	250,100	270,900	293,800	329,200	369,300	393,000	425,000	462,200	524,300
	6	252,500	273,000	295,100	329,900	370,900	394,800	426,600	463,800	527,700
	7	255,000	275,000	296,400	330,600	372,300	396,500	428,300	465,300	530,600
	8	257,200	276,900	297,800	331,300	373,700	398,100	429,900	466,800	533,100
	9	259,400	278,700	299,100	331,900	375,100	399,600	431,500	467,900	535,300
	10	261,600	280,500	300,400	332,700	376,800	401,300	433,100	469,300	
	11	263,700	282,200	301,700	333,500	378,500	402,900	434,700	470,900	
	12	265,700	283,600	302,900	334,000	380,200	404,500	436,400	472,400	
	13	267,700	285,100	304,200	334,700	381,600	406,200	437,900	473,700	
	14	269,700	286,900	305,200	335,500	383,300	407,800	440,000	475,400	
	15	271,800	288,300	306,200	336,100	384,800	409,400	442,000	477,000	
	16	273,400	289,700	307,700	336,900	386,400	411,000	444,000	478,700	
	17	275,100	291,100	308,800	337,700	388,000	412,500	445,600	480,100	
	18	276,600	292,400	309,900	338,500	389,600	414,200	447,300	481,800	
	19	278,100	293,600	311,100	339,500	391,200	415,800	448,900	483,500	
	20	279,700	294,700	312,200	340,300	392,800	417,500	450,600	485,100	
	21	281,200	296,100	313,400	341,300	394,300	419,100	452,300	486,500	
	22	282,800	297,200	314,100	342,500	395,900	420,700	453,800	487,200	
	23	284,300	298,400	314,700	343,900	397,600	422,400	455,300	487,900	
	24	285,800	299,600	315,300	345,200	399,200	424,200	456,800	488,600	
	25	287,400	300,900	315,700	346,700	400,600	425,900	458,100	489,000	
	26	288,600	302,300	316,300	348,200	402,400	427,900	459,600	489,500	
	27	289,900	303,500	316,900	349,500	404,100	429,700	461,100	490,100	
	28	291,100	304,700	317,400	350,600	405,700	431,700	462,500	490,700	
	29	292,300	305,600	317,800	351,600	407,300	433,400	464,100	491,200	
	30	293,500	306,700	318,400	352,900	408,900	434,800	465,400	491,900	
	31	294,600	307,800	319,000	354,000	410,600	436,000	466,600	492,500	
	32	295,700	308,900	319,500	355,100	412,300	437,300	467,900	493,100	
	33	297,100	310,000	320,000	356,200	414,000	438,400	468,800	493,700	
	34	298,400	310,700	320,600	357,400	416,000	439,500	469,600	494,100	
	35	299,600	311,400	321,100	358,600	418,000	440,500	470,300	494,400	
	36	301,000	312,000	321,500	359,800	420,100	441,500	470,900	494,800	
	37	301,900	312,500	322,000	360,900	421,800	442,600	471,300	495,100	
	38	302,900	313,100	322,600	362,200	423,500	443,700	472,000	495,300	
	39	304,100	313,700	323,200	363,400	425,100	444,900	472,400	495,600	
	40	305,200	314,200	323,800	364,700	426,600	446,000	472,700	495,800	
	41	306,400	314,700	324,400	365,900	427,900	447,200	473,000	496,100	
	42	307,100	315,300	325,100	367,100	428,900	448,000	473,300	496,300	
	43	307,700	315,900	325,900	368,300	429,900	448,800	473,600	496,500	
	44	308,300	316,500	326,500	369,600	430,900	449,500	473,900	496,700	

職員の区分	職務の級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級	8 級	9 級
	号 給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
定年前再任用短時間勤務職員以外の職員	45	308,700	316,900	327,200	370,800	431,900	450,000	474,100	497,100	
	46	309,200	317,400	328,100	372,100	433,000	450,700	474,400	497,300	
	47	309,700	317,900	328,900	373,400	434,100	451,400	474,700	497,500	
	48	310,300	318,400	329,700	374,600	435,200	452,000	475,000	497,700	
	49	310,700	318,900	330,500	375,900	436,500	452,700	475,300	498,100	
	50	311,200	319,500	331,500	377,200	437,300	453,100	475,600		
	51	311,700	320,100	332,500	378,400	438,100	453,700	475,900		
	52	312,200	320,600	333,600	379,700	438,800	454,300	476,200		
	53	312,800	321,200	334,500	380,700	439,300	454,800	476,400		
	54	313,400	321,900	335,600	382,000	440,000	455,200	476,700		
	55	313,800	322,600	336,700	383,200	440,600	455,700	476,900		
	56	314,200	323,200	337,700	384,400	441,300	456,200	477,200		
	57	314,700	324,000	338,800	385,600	441,600	456,600	477,400		
	58	315,300	324,800	340,000	386,900	442,300	457,100	477,700		
	59	315,800	325,700	341,100	388,300	443,000	457,500	478,000		
	60	316,200	326,500	342,200	389,700	443,600	457,900	478,200		
	61	316,700	327,300	343,100	391,100	444,000	458,300	478,400		
	62	317,200	328,100	344,400	392,600	444,400	458,700	478,700		
	63	317,700	328,900	345,500	394,100	444,900	459,200	479,000		
	64	318,100	329,800	346,700	395,500	445,400	459,500	479,300		
	65	318,800	330,500	347,600	396,800	445,900	459,700	479,500		
	66	319,300	331,400	348,700	398,200	446,300	460,000	479,800		
	67	319,700	332,200	350,000	399,500	446,900	460,300	480,100		
	68	320,200	333,000	351,100	400,900	447,400	460,500	480,400		
	69	320,700	333,900	352,100	402,100	447,900	460,700	480,600		
	70	321,100	334,800	353,300	403,300	448,400	461,000	480,900		
	71	321,500	335,700	354,500	404,600	449,000	461,300	481,200		
	72	322,000	336,600	355,700	405,800	449,500	461,500	481,500		
	73	322,500	337,300	356,400	407,100	449,900	461,700	481,700		
	74	323,000	338,200	357,800	408,300	450,500	462,000			
	75	323,600	339,100	359,200	409,500	450,900	462,300			
	76	324,100	339,900	360,500	410,600	451,100	462,500			
	77	324,600	340,600	361,700	411,800	451,400	462,700			
	78	325,100	341,500	363,100	413,000	452,000	463,000			
	79	325,700	342,500	364,500	414,200	452,400	463,300			
	80	326,400	343,500	366,000	415,400	452,700	463,500			
	81	326,900	344,400	367,300	416,500	453,000	463,700			
	82	327,400	345,400	368,900	417,100	453,400	464,000			
	83	328,100	346,300	370,500	417,600	453,800	464,300			
	84	328,700	347,300	372,000	418,100	454,200	464,500			
	85	329,400	348,200	373,500	418,700	454,500	464,700			
	86	330,000	349,200	375,000	419,300	454,900				
	87	330,700	350,300	376,500	419,900	455,300				
	88	331,400	351,300	377,900	420,500	455,700				
	89	332,200	352,200	379,200	420,900	456,000				
	90	332,800	353,500	380,500	421,400					
	91	333,500	354,800	381,700	421,900					
	92	334,100	356,000	383,100	422,400					

職員の区分	職務の級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級	8 級	9 級
	号 給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
	93	334, 500	357, 200	384, 400	422, 800					
	94	335, 300	358, 500	385, 900	423, 200					
	95	336, 200	359, 800	387, 400	423, 700					
	96	337, 000	361, 100	388, 800	424, 200					
	97	337, 700	362, 300	390, 200	424, 600					
	98	338, 500	363, 600	391, 400	425, 100					
	99	339, 400	364, 800	392, 500	425, 600					
	100	340, 200	366, 000	393, 700	426, 000					
	101	341, 100	367, 400	394, 900	426, 300					
	102	342, 100	368, 400	396, 000	426, 800					
	103	343, 100	369, 400	397, 100	427, 200					
	104	344, 100	370, 500	398, 200	427, 500					
	105	344, 900	371, 600	399, 400	427, 700					
	106	345, 500	372, 700	400, 000	428, 200					
	107	346, 100	373, 800	400, 600	428, 700					
	108	346, 700	374, 800	401, 200	429, 200					
	109	347, 200	376, 000	401, 800	429, 500					
	110	347, 700	377, 000	402, 300	430, 000					
	111	348, 100	378, 000	402, 800	430, 500					
	112	348, 600	379, 000	403, 300	431, 000					
	113	349, 400	379, 900	403, 700	431, 300					
	114	350, 000	380, 800	404, 100	431, 800					
	115	350, 700	381, 700	404, 600	432, 300					
	116	351, 400	382, 700	405, 100	432, 800					
	117	352, 000	383, 800	405, 500	433, 200					
	118	352, 700	384, 200	406, 000	433, 700					
	119	353, 500	384, 800	406, 600	434, 200					
	120	354, 200	385, 400	407, 100	434, 700					
	121	354, 800	385, 800	407, 300	435, 100					
	122	355, 200	386, 200	407, 800						
	123	355, 700	386, 600	408, 400						
	124	356, 200	387, 000	408, 800						
	125	356, 500	387, 400	409, 200						
	126		387, 800	409, 700						
	127		388, 200	410, 200						
	128		388, 600	410, 700						
	129		389, 000	411, 000						
	130		389, 400	411, 500						
	131		389, 800	412, 000						
	132		390, 200	412, 500						
	133		390, 400	412, 700						
	134		390, 900	413, 200						
	135		391, 300	413, 600						
	136		391, 600	414, 100						
	137		391, 800	414, 400						
	138		392, 200	414, 800						
	139		392, 700	415, 300						
	140		393, 200	415, 800						

職員の区分	職務の級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級	8 級	9 級
	号 給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
	141		393,500	416,100						
	142		394,000							
	143		394,500							
	144		395,000							
	145		395,200							
定年前再任用短時間勤務職員		基準 給料月額	基準 給料月額	基準 給料月額	基準 給料月額	基準 給料月額	基準 給料月額	基準 給料月額	基準 給料月額	基準 給料月額
		円	円	円	円	円	円	円	円	円
		282,800	296,100	301,100	337,100	356,300	372,300	398,500	438,000	474,100

備考 この表は、警察法第56条第2項に規定する警察の職員たる警察官で人事委員会規則で定めるものに適用する。

教 育 職 給 料 表

イ 教育職給料表（一）

職員の区分	職務の級 号 給	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円	円	円
	1	246,000	292,700	374,000	430,900	507,100	774,000
	2	248,700	294,900	375,700	432,600	515,400	835,000
	3	251,200	297,100	377,400	433,900	524,100	896,000
	4	253,700	299,000	379,000	435,200	532,700	980,000
	5	256,100	300,900	380,600	436,400	541,100	1,057,000
	6	258,700	302,500	382,300	437,500	548,900	
	7	261,200	304,000	383,900	438,600	556,400	
	8	263,800	305,600	385,500	439,600	563,700	
	9	266,200	307,400	387,000	440,600	570,600	
	10	268,100	309,400	389,000	441,700	575,900	
	11	269,900	311,200	391,100	442,800	580,600	
	12	271,800	313,200	393,000	443,900	584,900	
	13	273,600	315,200	394,900	444,900	588,100	
	14	275,200	317,300	396,700	446,100	590,900	
	15	276,800	319,300	398,300	447,200	593,700	
	16	278,300	321,400	399,800	448,300	596,100	
	17	279,900	323,300	401,200	449,300	598,100	
	18	281,300	325,900	402,800	450,400		
	19	282,600	328,600	404,000	451,600		
	20	284,100	331,400	405,400	452,700		
	21	285,400	334,100	406,700	453,700		
	22	286,700	336,600	408,000	454,700		
	23	288,200	339,100	409,300	455,800		
	24	289,500	341,400	410,600	456,900		
	25	291,100	343,700	411,700	457,800		
	26	292,700	345,800	413,200	458,900		
	27	294,300	347,800	414,500	459,900		
	28	296,000	349,900	416,000	460,900		
	29	297,500	351,900	417,200	461,800		
	30	299,300	353,900	418,500	462,900		
	31	301,000	355,800	419,800	463,900		
	32	302,900	357,800	421,200	464,900		
	33	304,700	359,700	422,400	465,900		
	34	305,900	361,700	423,600	467,100		
	35	307,000	363,600	424,900	468,200		
	36	308,200	365,600	426,000	469,400		
	37	309,200	367,300	427,000	470,100		
	38	310,200	368,600	428,200	471,000		
	39	311,300	369,700	429,300	471,900		
	40	312,300	370,700	430,300	472,600		
	41	313,200	371,300	431,400	473,300		
	42	314,400	371,700	432,600	474,200		
	43	315,500	372,100	433,700	475,100		
	44	316,400	372,500	434,800	475,800		

職員の区分	職務の級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級
	号 給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
定年前再任用短時間勤務職員以外の職員	45	317,300	373,000	435,600	476,500		
	46	318,300	373,500	436,600	477,400		
	47	319,200	374,000	437,600	478,400		
	48	320,200	374,400	438,500	479,300		
	49	321,100	374,700	439,700	480,100		
	50	321,500	375,000	441,100	481,000		
	51	321,900	375,400	442,400	482,000		
	52	322,300	375,700	443,600	483,000		
	53	322,700	376,000	444,400	484,000		
	54	323,100	376,300	445,400	485,000		
	55	323,400	376,700	446,500	485,900		
	56	323,700	377,100	447,500	486,900		
	57	324,200	377,500	448,300	487,800		
	58	324,600	377,900	449,000	488,700		
	59	325,100	378,200	449,800	489,600		
	60	325,500	378,600	450,400	490,600		
	61	325,800	378,900	451,100	491,400		
	62	326,100	379,300	451,900	491,800		
	63	326,400	379,700	452,700	492,400		
	64	326,800	380,000	453,300	493,000		
	65	327,200	380,300	453,900	493,700		
	66	327,600	380,700	454,500	494,400		
	67	328,000	381,000	454,900	494,900		
	68	328,300	381,400	455,300	495,500		
	69	328,600	381,800	455,600	495,900		
	70	328,900	382,100	455,900	496,300		
	71	329,400	382,400	456,200	496,700		
	72	329,800	382,800	456,600	497,000		
	73	330,100	383,100	456,900	497,300		
	74	330,400	383,400	457,200	497,600		
	75	330,800	383,700	457,600	497,900		
	76	331,200	384,000	458,000	498,200		
	77	331,500	384,300	458,300	498,500		
	78	331,800	384,700	458,700	498,900		
	79	332,200	385,100	459,100	499,200		
	80	332,500	385,700	459,400	499,500		
	81	332,800	386,100	459,700	499,800		
	82	333,100	386,600	460,100	500,200		
	83	333,400	387,200	460,400	500,500		
	84	333,800	387,800	460,700	500,800		
	85	334,100	388,300	461,000	501,100		
	86	334,400	388,900	461,300			
	87	334,700	389,500	461,500			
	88	335,000	390,100	461,800			
	89	335,300	390,700	462,100			
	90	335,600	391,100	462,400			
	91	335,900	391,400	462,600			
	92	336,200	391,800	462,900			

職員 の区 分	職務 の級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級
	号 給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
	93	336,500	392,200	463,300			
	94	336,800	392,600	463,600			
	95	337,200	393,000	463,900			
	96	337,600	393,400	464,200			
	97	338,000	394,000	464,500			
	98	338,500	394,500	464,800			
	99	339,000	395,000	465,100			
	100	339,600	395,500	465,400			
	101	339,900	395,900	465,700			
	102	340,200	396,400	466,000			
	103	340,400	396,700	466,300			
	104	340,700	397,000	466,600			
	105	341,000	397,500	466,800			
	106	341,300	397,900				
	107	341,600	398,400				
	108	341,800	398,900				
	109	342,100	399,400				
	110	342,400	399,900				
	111	342,700	400,300				
	112	343,100	400,700				
	113	343,400	401,100				
	114	343,700	401,500				
	115	344,000	401,900				
	116	344,400	402,300				
	117	344,600	402,700				
	118	344,900	403,100				
	119	345,300	403,500				
	120	345,700	404,000				
	121	345,900	404,300				
	122	346,200	404,700				
	123	346,500	405,100				
	124	346,900	405,400				
	125	347,100	405,800				
	126	347,300	406,300				
	127	347,600	406,800				
	128	347,900	407,200				
	129	348,100	407,700				
	130	348,400	408,200				
	131	348,800	408,700				
	132	349,100	409,200				
	133	349,300	409,700				
	134	349,600	410,200				
	135	349,900	410,700				
	136	350,100	411,200				
	137	350,300	411,700				
	138	350,500	412,200				
	139	350,700	412,700				
	140	351,000	413,200				

職員の区分	職務の級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級
	号 給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
	141	351,400	413,700				
	142	351,700					
	143	352,000					
	144	352,300					
	145	352,700					
	146	353,000					
	147	353,300					
	148	353,600					
	149	353,900					
	150	354,200					
	151	354,500					
	152	354,700					
	153	355,000					
	154	355,300					
	155	355,600					
	156	355,900					
	157	356,200					
定年前再任用短時間勤務職員		基準 給料月額	基準 給料月額	基準 給料月額	基準 給料月額	基準 給料月額	
		円 275,400	円 330,400	円 342,400	円 367,300	円 462,500	

備考 この表は、大学に勤務する学長、教授、准教授、講師、助教、助手その他の職員で人事委員会規則で定めるものに適用する。

ロ 教育職給料表（二）

職員の区分	職務の級	1 級	2 級	特 2 級	3 級	4 級
	号 給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円	円
	1	227,300	275,800	351,000	411,100	488,800
	2	229,700	277,200	352,900	412,700	490,600
	3	232,100	278,600	354,900	414,100	492,400
	4	234,400	280,100	356,700	415,600	494,200
	5	236,600	281,500	358,400	417,200	495,900
	6	239,000	282,600	360,300	418,600	497,700
	7	241,200	283,900	362,300	420,200	499,600
	8	243,400	285,100	364,100	421,600	501,400
	9	245,700	286,400	366,100	422,800	503,000
	10	247,900	287,600	368,100	424,300	504,700
	11	250,100	288,700	370,100	425,800	506,300
	12	252,400	289,900	371,900	427,300	507,900
	13	254,600	291,300	373,700	428,600	509,600
	14	256,800	293,000	375,500	430,200	511,100
	15	258,900	294,700	377,000	431,800	512,500
	16	261,000	296,500	378,700	433,300	513,900
	17	263,300	298,200	380,400	434,700	515,100
	18	265,200	300,300	381,800	436,300	515,700
	19	267,000	302,500	383,100	438,000	516,300
	20	268,700	304,900	384,200	439,500	517,000
	21	270,500	307,100	385,700	440,700	517,600
	22	271,800	309,400	387,400	442,100	518,300
	23	273,300	311,700	389,000	443,500	519,000
	24	274,500	314,000	390,600	444,900	519,700
	25	275,700	316,000	392,100	446,500	520,300
	26	276,900	318,000	393,800	447,900	521,000
	27	278,200	319,900	395,400	449,300	521,700
	28	279,400	321,800	397,000	450,800	522,400
	29	280,500	323,700	398,600	452,200	523,000
	30	281,500	325,700	400,200	453,500	523,700
	31	282,600	327,500	401,900	455,100	524,400
	32	283,600	329,200	403,500	456,600	525,100
	33	284,800	331,000	405,100	458,200	525,700
	34	285,800	332,800	406,700	459,600	
	35	287,000	334,600	408,200	461,200	
	36	288,400	336,200	409,800	462,800	
	37	289,600	338,000	411,300	464,400	
	38	290,700	339,700	412,900	465,900	
	39	292,000	341,700	414,400	467,500	
	40	293,100	343,400	415,800	469,100	
	41	294,400	344,900	417,200	470,600	
	42	295,600	346,800	418,700	472,100	
	43	296,600	348,700	420,100	473,400	
	44	297,500	350,400	421,600	474,800	

職員の区分	職務の級	1 級	2 級	特 2 級	3 級	4 級
	号 給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
定年前再任用短時間勤務職員以外の職員	45	298,000	352,200	423,100	476,100	
	46	298,900	354,100	424,800	477,400	
	47	299,700	355,900	426,400	478,600	
	48	300,500	357,700	427,800	479,800	
	49	301,300	359,500	429,100	481,000	
	50	302,100	361,400	430,500	482,200	
	51	302,800	363,100	431,900	483,400	
	52	303,600	364,900	433,200	484,600	
	53	304,400	366,600	434,400	485,900	
	54	305,200	368,000	435,700	487,100	
	55	305,900	369,400	437,000	488,300	
	56	306,700	370,900	438,300	489,500	
	57	307,400	372,400	439,700	490,600	
	58	308,100	374,200	441,000	491,200	
	59	309,000	375,700	442,400	491,700	
	60	309,800	377,400	443,700	492,200	
	61	310,500	378,900	444,900	492,700	
	62	311,100	380,700	446,300	493,300	
	63	312,000	382,300	447,700	493,800	
	64	312,600	383,800	449,100	494,300	
	65	313,600	385,500	450,200	494,800	
	66	314,400	387,100	451,500	495,400	
	67	315,200	388,800	452,800	495,900	
	68	315,900	390,300	454,200	496,400	
	69	316,500	391,700	455,500	496,900	
	70	317,300	393,300	456,800	497,500	
	71	318,000	394,700	458,000	498,000	
	72	318,700	396,300	459,300	498,500	
	73	319,400	397,800	460,400	499,000	
	74	320,200	399,400	461,500		
	75	320,900	401,100	462,700		
	76	321,400	402,600	463,800		
	77	322,100	404,100	464,800		
	78	322,800	405,500	465,800		
	79	323,500	406,900	466,800		
	80	324,200	408,300	467,800		
	81	324,700	409,600	468,700		
	82	325,400	411,000	469,600		
	83	326,100	412,300	470,400		
	84	326,800	413,700	471,200		
	85	327,500	414,800	471,900		
	86	328,400	416,200	472,300		
	87	329,100	417,500	472,700		
	88	329,700	418,900	473,100		
	89	330,400	420,100	473,500		
	90	331,200	421,400	473,800		
	91	331,900	422,600	474,100		
	92	332,700	423,800	474,400		

職員の区分	職務の級	1 級	2 級	特 2 級	3 級	4 級
	号 給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
	93	333,200	425,000	474,700		
	94	333,900	426,200	475,000		
	95	334,700	427,400	475,300		
	96	335,400	428,700	475,500		
	97	336,000	430,100	475,700		
	98	336,600	431,100			
	99	337,400	432,100			
	100	338,100	433,200			
	101	338,900	434,000			
	102	339,700	435,000			
	103	340,600	436,100			
	104	341,500	437,200			
	105	342,100	437,900			
	106	342,900	438,900			
	107	343,700	439,900			
	108	344,500	440,900			
	109	345,100	441,600			
	110	345,500	442,400			
	111	345,900	443,300			
	112	346,400	444,100			
	113	346,900	444,600			
	114	347,300	445,300			
	115	347,700	446,000			
	116	348,100	446,700			
	117	348,600	447,300			
	118	349,100	447,900			
	119	349,600	448,200			
	120	350,100	448,500			
	121	350,600	448,800			
	122	351,000	449,100			
	123	351,400	449,400			
	124	351,900	449,600			
	125	352,400	449,800			
	126	352,700	450,100			
	127	353,000	450,400			
	128	353,300	450,600			
	129	353,600	450,800			
	130	353,900	451,100			
	131	354,200	451,400			
	132	354,400	451,600			
	133	354,600	451,900			
	134	354,800	452,200			
	135	355,000	452,500			
	136	355,300	452,700			
	137	355,600	452,900			
	138	355,800	453,200			
	139	356,100	453,500			
	140	356,400	453,700			

職員の区分	職務の級	1 級	2 級	特 2 級	3 級	4 級
	号 給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
	141	356,600	453,900			
	142	356,800				
	143	357,100				
	144	357,300				
	145	357,600				
	146	357,800				
	147	358,100				
	148	358,400				
	149	358,600				
	150	358,800				
	151	359,100				
	152	359,400				
	153	359,600				
定年前再任用短時間勤務職員		基準 給料月額	基準 給料月額	基準 給料月額	基準 給料月額	基準 給料月額
		円 273,600	円 319,400	円 352,600	円 384,100	円 481,000

備考 (一) この表は、高等学校及びこれに準ずるもので人事委員会の指定するものに勤務する校長、副校長、教頭、主幹教諭、指導教諭、教諭、養護教諭、栄養教諭、助教諭、実習助手その他の職員で人事委員会規則で定めるものに適用する。

(二) この表の適用を受ける職員のうち、その職務の級が3級である職員は、この表の額に15,400円を、同じく4級である職員は、7,700円をそれぞれ加算する。

ハ 教育職給料表（三）

職員の区分	職務の級	1 級	2 級	特 2 級	3 級	4 級
	号 給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円	円
	1	227,500	249,400	351,000	381,900	471,000
	2	229,900	251,800	352,900	383,500	472,300
	3	232,400	254,300	354,900	385,100	473,500
	4	234,700	256,800	356,700	386,600	474,800
	5	236,900	259,300	358,400	388,100	475,900
	6	239,400	261,700	360,300	389,500	477,100
	7	241,600	264,200	362,300	390,800	478,300
	8	243,900	266,700	364,100	392,300	479,500
	9	246,200	269,100	366,100	393,700	480,800
	10	248,400	270,800	368,100	395,100	482,100
	11	250,600	272,400	370,100	396,600	483,400
	12	253,000	274,100	371,900	397,800	484,500
	13	255,200	275,800	373,700	399,200	485,800
	14	257,400	277,200	375,500	400,600	486,600
	15	259,500	278,600	377,000	401,900	487,400
	16	261,600	280,100	378,700	403,100	488,300
	17	263,800	281,500	380,400	404,100	489,200
	18	265,600	282,700	381,800	405,500	489,600
	19	267,400	284,000	383,100	406,800	490,100
	20	269,100	285,200	384,200	407,900	490,600
	21	270,800	286,500	385,700	408,900	491,100
	22	272,100	287,700	387,100	410,100	491,600
	23	273,500	288,800	388,600	411,400	492,100
	24	274,700	290,000	390,000	412,500	492,600
	25	275,900	291,400	391,300	413,500	493,100
	26	277,100	293,100	392,800	414,700	493,600
	27	278,200	294,800	394,200	415,800	494,100
	28	279,300	296,600	395,600	416,900	494,600
	29	280,500	298,300	396,800	418,000	495,100
	30	281,700	300,400	398,200	419,200	495,600
	31	282,800	302,600	399,500	420,300	496,100
	32	283,800	304,800	400,900	421,400	496,600
	33	284,900	307,100	402,200	422,500	497,100
	34	285,900	309,400	403,300	423,600	
	35	286,900	311,700	404,400	424,800	
	36	288,100	314,000	405,600	426,100	
	37	289,300	316,000	406,800	427,200	
	38	290,200	318,000	408,000	428,500	
	39	291,200	319,900	409,200	429,600	
	40	292,300	321,800	410,300	430,800	
	41	293,500	323,700	411,500	431,900	
	42	294,600	325,700	412,600	433,200	
	43	295,800	327,500	413,800	434,200	
	44	296,900	329,200	414,900	435,300	

職員の区分	職務の級	1 級	2 級	特 2 級	3 級	4 級
	号 給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
定年前再任用短時間勤務職員以外の職員	45	297, 800	331, 000	416, 000	436, 500	
	46	298, 700	332, 800	417, 300	437, 700	
	47	299, 500	334, 600	418, 500	439, 000	
	48	300, 300	336, 200	419, 700	440, 200	
	49	300, 900	338, 000	420, 600	441, 400	
	50	301, 700	339, 700	421, 800	442, 400	
	51	302, 400	341, 700	422, 800	443, 700	
	52	303, 200	343, 400	424, 000	445, 000	
	53	304, 000	344, 800	424, 900	446, 200	
	54	304, 800	346, 700	426, 000	447, 300	
	55	305, 400	348, 600	427, 000	448, 400	
	56	306, 100	350, 400	428, 000	449, 600	
	57	306, 800	352, 200	429, 100	450, 600	
	58	307, 600	354, 100	430, 100	451, 800	
	59	308, 400	355, 900	431, 200	453, 000	
	60	309, 000	357, 700	432, 300	454, 200	
	61	309, 700	359, 500	433, 300	454, 800	
	62	310, 400	361, 400	434, 400	455, 600	
	63	311, 100	363, 100	435, 500	456, 300	
	64	311, 600	364, 900	436, 500	456, 800	
	65	312, 300	366, 600	437, 400	457, 100	
	66	313, 100	368, 000	438, 400	457, 400	
	67	313, 700	369, 400	439, 400	457, 800	
	68	314, 300	370, 900	440, 400	458, 300	
	69	315, 100	372, 400	441, 200	458, 600	
	70	315, 800	374, 100	442, 000	459, 000	
	71	316, 400	375, 600	442, 800	459, 300	
	72	317, 100	377, 200	443, 600	459, 600	
	73	317, 500	378, 600	444, 300	459, 900	
	74	318, 200	380, 300	444, 900	460, 200	
	75	318, 900	381, 800	445, 600	460, 500	
	76	319, 400	383, 200	446, 300	460, 800	
	77	320, 000	384, 700	446, 900	461, 000	
	78	320, 700	386, 200	447, 600	461, 300	
	79	321, 300	387, 700	448, 000	461, 600	
	80	321, 900	389, 400	448, 600	461, 800	
	81	322, 500	390, 700	449, 100	462, 000	
	82	323, 100	392, 000	449, 500	462, 300	
	83	323, 700	393, 300	450, 000	462, 600	
	84	324, 300	394, 500	450, 200	462, 800	
	85	324, 700	395, 700	450, 400	463, 000	
	86	325, 200	396, 900	450, 700	463, 300	
	87	325, 700	397, 900	451, 000	463, 600	
	88	326, 200	399, 000	451, 200	463, 800	
	89	326, 600	400, 100	451, 400	464, 000	
	90	327, 000	401, 200	451, 700	464, 300	
	91	327, 400	402, 300	452, 100	464, 600	
	92	327, 800	403, 300	452, 300	464, 800	

職員 の区 分	職務 の級	1 級	2 級	特 2 級	3 級	4 級
	号 給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
	93	328, 100	404, 400	452, 500	465, 000	
	94	328, 600	405, 500	452, 800		
	95	329, 000	406, 500	453, 100		
	96	329, 300	407, 700	453, 300		
	97	329, 600	408, 700	453, 500		
	98	330, 000	409, 700			
	99	330, 300	410, 600			
	100	330, 600	411, 500			
	101	331, 000	412, 500			
	102	331, 300	413, 500			
	103	331, 600	414, 300			
	104	331, 900	415, 200			
	105	332, 100	416, 000			
	106	332, 400	416, 900			
	107	332, 700	417, 800			
	108	332, 900	418, 700			
	109	333, 100	419, 600			
	110	333, 300	420, 600			
	111	333, 600	421, 500			
	112	333, 900	422, 400			
	113	334, 100	423, 000			
	114	334, 300	423, 900			
	115	334, 500	424, 800			
	116	334, 800	425, 700			
	117	335, 000	426, 500			
	118	335, 200	427, 300			
	119	335, 500	428, 100			
	120	335, 800	428, 900			
	121	336, 000	429, 400			
	122	336, 200	430, 100			
	123	336, 400	430, 800			
	124	336, 700	431, 400			
	125	337, 000	432, 100			
	126		432, 800			
	127		433, 300			
	128		433, 900			
	129		434, 500			
	130		435, 100			
	131		435, 800			
	132		436, 300			
	133		436, 600			
	134		436, 900			
	135		437, 100			
	136		437, 400			
	137		437, 700			
	138		438, 000			
	139		438, 300			
	140		438, 600			

職員の区分	職務の級	1 級	2 級	特 2 級	3 級	4 級
	号 給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
	141		438,900			
	142		439,200			
	143		439,500			
	144		439,800			
	145		440,000			
	146		440,300			
	147		440,700			
	148		440,900			
	149		441,100			
定年前再任用短時間勤務職員		基準 給料月額	基準 給料月額	基準 給料月額	基準 給料月額	基準 給料月額
		円 264,300	円 316,200	円 347,700	円 377,400	円 469,500

- 備考 (一) この表は、中学校、小学校、義務教育学校及びこれらに準ずるもので人事委員会の指定するものに勤務する校長、副校長、教頭、主幹教諭、指導教諭、教諭、養護教諭、栄養教諭、助教諭その他の職員で人事委員会規則で定めるものに適用する。
- (二) この表の適用を受ける職員のうち、その職務の級が3級である職員は、この表の額に15,600円を、同じく4級である職員は、8,100円をそれぞれ加算する。

二 教育職給料表（四）

職員の区分	職務の級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級
	号 給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円	円
	1	260,100	294,600	380,200	490,000	565,200
	2	263,100	296,500	382,500	498,800	571,500
	3	266,300	298,300	384,700	507,600	577,700
	4	269,500	300,000	387,000	515,700	583,000
	5	272,700	301,700	388,900	521,700	587,200
	6	276,100	303,200	391,300	526,200	590,700
	7	279,400	304,800	393,800	530,500	593,500
	8	282,700	306,300	396,400	534,600	595,800
	9	285,900	307,800	398,700	538,800	597,800
	10	287,700	309,700	400,900	542,300	
	11	289,500	311,600	403,100	545,500	
	12	291,100	313,500	405,200	548,800	
	13	292,700	315,400	407,300	551,800	
	14	294,000	317,400	409,000	554,300	
	15	295,400	319,300	410,600	556,700	
	16	296,700	321,300	412,300	558,700	
	17	298,000	323,300	414,000	560,700	
	18	299,200	325,900	415,300		
	19	300,200	328,500	416,800		
	20	301,100	331,300	418,100		
	21	302,500	333,900	419,400		
	22	303,800	336,600	421,200		
	23	305,200	339,100	422,800		
	24	306,600	341,500	424,400		
	25	308,000	343,700	425,900		
	26	309,500	345,900	427,500		
	27	311,000	348,000	429,000		
	28	312,400	350,200	430,500		
	29	313,800	352,200	432,000		
	30	315,100	353,900	433,400		
	31	316,400	355,400	434,800		
	32	317,900	357,000	436,000		
	33	319,300	358,500	437,000		
	34	320,600	360,200	438,200		
	35	321,900	361,800	439,300		
	36	322,700	363,400	440,400		
	37	323,400	364,900	441,400		
	38	324,300	366,300	442,500		
	39	325,100	367,700	443,600		
	40	325,900	368,900	444,700		
	41	326,600	370,300	445,800		
	42	327,400	372,000	446,900		
	43	328,100	373,700	448,100		
	44	328,600	375,500	449,300		

職員の区分	職務の級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級
	号 給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
定年前再任用短時間勤務職員以外の職員	45	329,200	377,200	450,400		
	46	329,700	379,000	451,800		
	47	330,100	380,500	453,300		
	48	330,500	382,000	454,700		
	49	331,000	383,500	456,100		
	50	331,400	385,200	457,100		
	51	331,800	386,600	457,900		
	52	332,100	388,200	458,800		
	53	332,400	389,600	459,500		
	54	332,800	390,700	460,500		
	55	333,100	391,700	461,500		
	56	333,500	392,800	462,300		
	57	333,900	394,000	463,000		
	58	334,200	395,300	463,800		
	59	334,600	396,600	464,600		
	60	334,900	398,000	465,500		
	61	335,300	399,300	466,500		
	62	335,600	400,700	467,500		
	63	335,900	402,000	468,400		
	64	336,200	403,300	469,400		
	65	336,600	404,400	470,100		
	66	336,900	405,800	471,000		
	67	337,300	407,000	471,800		
	68	337,600	408,200	472,600		
	69	338,000	409,400	473,500		
	70	338,300	410,800	474,300		
	71	338,800	412,000	475,100		
	72	339,200	413,200	476,000		
	73	339,500	414,400	476,600		
	74	340,000	415,700	477,000		
	75	340,500	417,100	477,400		
	76	340,900	418,400	477,800		
	77	341,100	419,400	478,200		
	78	341,600	420,500	478,700		
	79	342,000	421,600	479,200		
	80	342,500	422,800	479,700		
	81	342,900	424,100	479,900		
	82	343,300	425,600	480,400		
	83	343,600	427,000	480,700		
	84	343,900	428,300	481,000		
	85	344,300	429,400	481,200		
	86	344,700	430,600	481,400		
	87	345,200	431,900	481,700		
	88	345,500	433,200	482,000		
	89	345,800	434,400	482,200		
	90	346,100	435,400	482,500		
	91	346,500	436,400	482,800		
	92	346,900	437,500	483,000		

職員 の区分	職務 の級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級
	号 給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
	93	347,400	438,300	483,200		
	94	347,800	439,400	483,500		
	95	348,300	440,500	483,800		
	96	348,800	441,400	484,000		
	97	349,200	442,400	484,200		
	98	349,600	443,300			
	99	349,900	444,200			
	100	350,200	445,200			
	101	350,600	445,800			
	102	350,900	446,800			
	103	351,200	447,700			
	104	351,500	448,700			
	105	351,900	449,300			
	106	352,300	450,100			
	107	352,800	450,900			
	108	353,200	451,400			
	109	353,600	451,800			
	110	354,100	452,200			
	111	354,500	452,600			
	112	354,900	452,900			
	113	355,200	453,100			
	114	355,700	453,400			
	115	356,000	453,700			
	116	356,400	454,000			
	117	356,700	454,200			
	118	357,100	454,500			
	119	357,600	454,800			
	120	358,100	455,000			
	121	358,300	455,200			
	122	358,700	455,500			
	123	359,000	455,800			
	124	359,400	456,000			
	125	359,600	456,200			
	126	359,900				
	127	360,400				
	128	360,800				
	129	361,000				
	130	361,400				
	131	361,900				
	132	362,300				
	133	362,500				
	134	362,900				
	135	363,300				
	136	363,600				
	137	363,900				
	138	364,300				
	139	364,700				
	140	365,100				

職員の区分	職務の級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級
	号 給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
	141	365,600				
定年前再任用短時間勤務職員		基準 給料月額	基準 給料月額	基準 給料月額	基準 給料月額	基準 給料月額
		円 289,500	円 341,800	円 361,800	円 434,100	円 541,700

備考 この表は、専修学校のうち人事委員会の指定するものに勤務する校長、教授、准教授、講師、助教、助手その他の職員で人事委員会規則で定めるものに適用する。

研 究 職 給 料 表

職員 の区 分	職務 の級 号 給	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円	円
	1	209,800	262,100	357,600	410,000	486,100
	2	211,000	266,500	359,600	411,400	496,500
	3	212,200	269,400	361,700	412,900	506,500
	4	213,300	272,200	363,600	414,300	516,600
	5	214,400	274,900	365,800	415,800	526,700
	6	216,600	276,700	367,900	417,200	536,700
	7	218,800	278,300	369,900	418,600	545,600
	8	220,900	279,800	371,800	420,000	553,700
	9	223,000	281,400	373,700	421,400	561,700
	10	225,100	283,400	375,400	423,000	568,900
	11	227,100	285,400	377,000	424,400	574,300
	12	229,100	287,300	378,700	425,800	578,900
	13	231,100	289,300	380,400	427,000	581,900
	14	233,100	291,600	381,500	428,600	583,900
	15	235,000	293,900	382,500	430,200	
	16	236,900	296,200	383,500	431,700	
	17	238,700	298,300	384,800	433,300	
	18	240,500	300,700	386,000	434,900	
	19	242,400	303,100	387,300	436,500	
	20	244,200	305,600	388,600	438,200	
	21	246,100	307,900	389,800	439,500	
	22	247,900	310,100	391,000	440,900	
	23	249,700	312,400	392,100	442,300	
	24	251,400	314,500	393,100	443,600	
	25	253,100	316,500	394,200	444,900	
	26	255,300	318,500	395,300	446,300	
	27	257,200	320,400	396,200	447,800	
	28	259,200	322,400	397,200	449,300	
	29	261,100	324,300	398,100	450,500	
	30	262,200	325,900	398,800	451,900	
	31	263,400	327,400	399,600	453,500	
	32	264,500	329,000	400,400	455,000	
	33	265,900	330,500	401,000	456,200	
	34	267,300	332,000	401,700	457,700	
	35	268,700	333,600	402,400	459,100	
	36	270,200	335,000	403,200	460,600	
	37	271,600	336,400	403,900	462,000	
	38	273,100	337,400	404,600	463,400	
	39	274,700	338,300	405,400	464,800	
	40	276,300	339,100	406,200	466,200	
	41	277,700	339,900	407,000	467,300	
	42	279,100	340,400	408,200	468,600	
	43	280,500	340,900	409,400	470,000	
	44	281,900	341,400	410,600	471,300	

職員の区分	職務の級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級
	号 給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
定年 前再 任用 短時 間勤 務職 員以 外の 職員	45	283,500	341,900	411,300	472,100	
	46	284,900	342,400	412,300	472,900	
	47	286,100	342,900	413,200	473,800	
	48	287,400	343,400	413,900	474,700	
	49	288,600	343,800	414,600	475,500	
	50	289,700	344,200	415,300	476,400	
	51	290,900	344,600	415,900	477,200	
	52	292,000	345,100	416,500	478,000	
	53	293,000	345,500	417,100	478,400	
	54	294,200	345,900	417,800	479,000	
	55	295,200	346,300	418,600	479,500	
	56	296,200	346,700	419,400	480,000	
	57	297,300	347,100	420,100	480,500	
	58	298,000	347,400	420,900	481,100	
	59	298,500	347,800	421,600	481,600	
	60	299,100	348,200	422,300	482,100	
	61	299,700	348,700	422,900	482,600	
	62	300,400	349,200	423,600	483,200	
	63	301,000	349,800	424,200	483,700	
	64	301,500	350,300	424,900	484,200	
	65	302,100	350,700	425,600	484,700	
	66	302,700	351,300	426,200	485,300	
	67	303,300	351,800	426,900	485,800	
	68	303,800	352,400	427,600	486,300	
	69	304,600	352,900	428,300	486,800	
	70	305,300	353,400	428,800		
	71	305,900	353,800	429,400		
	72	306,600	354,400	430,000		
	73	307,200	354,900	430,500		
	74	307,800	355,500	431,200		
	75	308,400	356,100	431,800		
	76	309,200	356,800	432,200		
	77	309,700	357,400	432,700		
	78	310,400	357,800	433,200		
	79	311,100	358,500	433,700		
	80	311,700	359,300	434,400		
	81	312,300	360,000	434,800		
	82	313,000	360,700	435,300		
	83	313,700	361,200	435,800		
	84	314,400	361,800	436,500		
	85	314,900	362,300	436,900		
	86	315,600	362,800	437,400		
	87	316,300	363,200	437,900		
	88	317,000	363,500	438,600		
	89	317,500	363,800	439,000		
	90	318,100	364,300	439,500		
	91	318,800	364,600	440,000		
	92	319,400	365,000	440,700		

職員の区分	職務の級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級
	号 給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
	93	320,000	365,300	441,100		
	94	320,500	365,600			
	95	321,100	366,000			
	96	321,600	366,400			
	97	321,900	367,000			
	98	322,300	367,500			
	99	322,800	368,000			
	100	323,300	368,500			
	101	323,600	369,000			
	102	324,000	369,500			
	103	324,300	369,900			
	104	324,600	370,400			
	105	325,000	370,800			
	106	325,300	371,200			
	107	325,700	371,700			
	108	326,000	372,200			
	109	326,200	372,700			
	110	326,600	373,100			
	111	326,900	373,500			
	112	327,100	373,900			
	113	327,400	374,400			
	114	327,700	374,800			
	115	328,000	375,200			
	116	328,300	375,600			
	117	328,500	376,100			
	118	328,800	376,500			
	119	329,100	377,000			
	120	329,400	377,400			
	121	329,700	377,800			
定年前再任用短時間勤務職員		基準 給料月額	基準 給料月額	基準 給料月額	基準 給料月額	基準 給料月額
		円 255,200	円 302,500	円 331,100	円 379,100	円 444,600

備考 この表は、試験場、研究所等で人事委員会の指定するものに勤務し、試験研究又は調査研究業務に従事する職員で人事委員会規則で定めるものに適用する。

医 療 職 給 料 表

イ 医療職給料表（一）

職員の区分	職務の級	1 級	2 級	3 級	4 級
	号 給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
定年前再任用短時間勤務職		円	円	円	円
	1	317,300	430,100	486,900	584,000
	2	319,700	432,800	488,900	590,100
	3	322,000	435,500	490,800	595,200
	4	324,200	438,100	492,700	599,900
	5	326,400	440,600	494,200	604,200
	6	329,900	442,800	495,900	608,500
	7	333,400	444,800	497,700	611,900
	8	336,900	446,900	499,500	614,800
	9	340,500	449,000	501,300	617,300
	10	344,000	450,600	503,000	619,600
	11	347,500	452,200	504,800	
	12	351,000	453,800	506,600	
	13	354,500	455,400	508,400	
	14	358,000	456,900	510,100	
	15	361,500	458,400	511,900	
	16	365,000	459,800	513,700	
	17	368,400	461,200	515,500	
	18	371,600	462,700	517,400	
	19	374,900	464,200	519,300	
	20	378,100	465,600	521,200	
	21	381,400	466,900	523,100	
	22	384,700	468,400	524,800	
	23	387,900	469,800	526,600	
	24	391,000	471,200	528,400	
	25	394,200	472,600	530,000	
	26	396,600	474,000	531,800	
	27	399,000	475,300	533,600	
	28	401,200	476,600	535,100	
	29	403,200	478,000	536,500	
	30	404,900	479,300	538,200	
	31	406,600	480,700	540,000	
	32	408,400	482,100	541,700	
	33	410,200	483,400	543,200	
	34	412,000	484,700	544,500	
	35	413,600	486,000	545,800	
	36	415,100	487,400	547,100	
	37	416,600	488,800	548,100	
	38	418,000	490,400	549,400	
	39	419,400	492,000	550,700	
	40	420,800	493,500	552,000	
	41	422,300	495,100	553,000	
	42	423,100	496,300	553,800	
	43	423,800	497,300	554,600	
	44	424,500	498,300	555,400	

職員の区分	職務の級	1 級	2 級	3 級	4 級
	号 給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
員以外の職員	45	425,300	499,100	556,300	
	46	425,900	500,000	557,100	
	47	426,500	500,900	557,900	
	48	427,000	501,700	558,600	
	49	427,500	502,400	559,400	
	50	427,900	503,100	560,200	
	51	428,400	503,800	560,900	
	52	428,800	504,400	561,800	
	53	429,200	505,000	562,700	
	54	429,500	505,700	563,500	
	55	429,800	506,300	564,400	
	56	430,200	506,900	565,300	
	57	430,500	507,200	566,100	
	58	430,800	507,800	566,900	
	59	431,100	508,400	567,700	
	60	431,400	509,100	568,400	
	61	431,800	509,500	569,200	
	62	432,100	510,100	570,100	
	63	432,400	510,800	571,000	
	64	432,700	511,500	571,900	
	65	433,000	511,900	572,700	
	66		512,500	573,600	
	67		513,100	574,500	
	68		513,600	575,400	
	69		514,100	576,200	
	70		514,600	577,100	
	71		515,100	578,000	
	72		515,600	578,900	
	73		516,000	579,700	
	74		516,500		
	75		516,900		
	76		517,300		
	77		517,800		
	78		518,400		
	79		518,900		
	80		519,300		
	81		519,800		
	82		520,400		
	83		521,000		
	84		521,500		
	85		522,000		
定年前再任用短時間勤務職員		基準 給料月額	基準 給料月額	基準 給料月額	基準 給料月額
		円 339,500	円 386,200	円 446,500	円 528,200

備考 この表は、保健所等に勤務する医師及び歯科医師で人事委員会規則で定めるものに適用する。

ロ 医療職給料表（二）

職員の区分	職務の級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級
	号 給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円	円	円	円
	1	214,600	254,500	290,000	309,700	344,400	392,600	449,400
	2	216,900	255,800	290,900	310,600	345,900	394,300	451,400
	3	219,000	257,100	291,600	311,300	347,400	396,000	453,600
	4	221,100	258,500	292,400	312,000	348,800	397,600	455,600
	5	223,100	259,700	293,300	312,700	350,300	399,100	457,500
	6	225,300	260,800	294,100	313,500	352,000	400,800	459,100
	7	227,300	261,900	294,900	314,200	353,600	402,400	460,700
	8	229,100	262,800	295,700	314,900	355,200	404,100	462,300
	9	231,000	263,900	296,400	315,700	356,700	405,700	463,800
	10	232,900	265,000	297,200	316,500	358,400	407,800	465,100
	11	234,800	266,200	298,000	317,300	360,000	409,800	466,400
	12	237,000	267,400	298,900	317,900	361,500	411,800	467,700
	13	238,700	268,600	299,700	318,600	363,000	413,300	469,000
	14	240,700	269,900	300,500	319,700	364,700	415,000	470,200
	15	243,000	271,100	301,200	320,900	366,300	416,800	471,400
	16	245,200	272,200	302,100	322,200	367,900	418,500	472,500
	17	247,400	273,300	302,900	323,400	369,400	420,200	473,700
	18	248,500	274,300	303,700	324,700	371,000	421,700	474,800
	19	249,500	275,400	304,500	325,800	372,600	423,300	476,100
	20	250,600	276,400	305,300	327,100	374,100	424,800	477,300
	21	251,700	277,500	306,100	328,300	375,500	426,100	478,300
	22	252,500	278,400	307,000	329,600	377,000	427,400	479,100
	23	253,400	279,200	307,900	330,800	378,500	428,700	479,700
	24	254,200	280,000	308,700	332,000	379,900	429,900	480,500
	25	255,100	280,900	309,500	333,200	381,300	431,000	481,000
	26	256,000	281,700	310,400	334,500	382,900	432,100	481,400
	27	257,000	282,500	311,300	335,700	384,400	433,200	481,800
	28	257,900	283,400	312,100	336,900	385,900	434,400	482,200
	29	258,700	284,100	313,000	338,200	387,300	435,200	482,600
	30	259,500	284,900	314,000	339,500	388,900	436,000	483,000
	31	260,200	285,700	315,000	340,800	390,400	436,700	483,300
	32	261,000	286,600	316,000	342,000	391,900	437,500	483,600
	33	261,700	287,400	317,000	343,200	393,100	437,900	483,900
	34	262,300	288,200	318,100	344,400	394,300	438,600	484,200
	35	263,000	288,800	319,100	345,600	395,500	439,100	484,500
	36	263,700	289,700	320,100	346,900	396,600	439,500	484,800
	37	264,400	290,600	321,100	348,200	397,600	439,900	485,200
	38	265,100	291,400	322,200	349,300	398,400	440,100	
	39	265,700	292,300	323,300	350,600	399,300	440,400	
	40	266,200	293,000	324,400	351,700	400,400	440,700	
	41	266,700	293,700	325,400	352,600	401,500	441,000	
	42	267,400	294,500	326,600	353,800	402,500	441,300	
	43	268,000	295,400	327,800	355,000	403,500	441,700	
	44	268,500	296,100	329,000	356,200	404,400	442,000	

職員の区分	職務の級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級
	号 給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
定年前再任用短時間勤務職員以外の職員	45	268,900	296,800	330,000	357,100	405,200	442,200	
	46	269,500	297,700	331,100	358,000	406,100	442,500	
	47	269,900	298,500	332,300	359,100	407,000	442,800	
	48	270,300	299,300	333,300	360,000	407,800	443,100	
	49	270,700	300,000	334,500	360,900	408,400	443,300	
	50	271,200	300,700	335,500	361,800	409,200	443,500	
	51	271,800	301,300	336,600	362,800	410,000	443,800	
	52	272,300	302,000	337,600	363,800	410,800	444,100	
	53	272,600	302,700	338,600	364,300	411,200	444,300	
	54	272,900	303,300	339,600	365,100	411,900	444,600	
	55	273,200	304,000	340,500	365,800	412,600	444,900	
	56	273,500	304,600	341,500	366,700	413,200	445,200	
	57	273,800	305,400	342,300	367,400	413,700	445,400	
	58	274,100	306,100	343,300	367,700	414,200	445,700	
	59	274,400	306,800	344,300	368,200	414,800	446,000	
	60	274,700	307,400	345,300	368,800	415,400	446,300	
	61	275,000	308,000	346,200	369,400	415,800	446,500	
	62	275,400	308,600	346,900	370,100	416,300		
	63	275,700	309,300	347,600	370,800	416,800		
	64	276,000	309,900	348,200	371,400	417,300		
	65	276,200	310,500	348,700	372,100	417,900		
	66	276,500	311,100	349,400	372,700	418,400		
	67	276,800	311,800	350,000	373,300	419,000		
	68	277,200	312,500	350,600	373,900	419,600		
	69	277,500	313,100	351,300	374,200	420,100		
	70	277,800	313,700	351,500	374,700	420,600		
	71	278,100	314,300	351,900	375,100	421,100		
	72	278,300	314,800	352,400	375,600	421,500		
	73	278,500	315,300	353,000	376,100	421,800		
	74	278,800	315,700	353,500	376,600	422,300		
	75	279,100	316,100	354,000	377,100	422,700		
	76	279,300	316,400	354,400	377,600	423,100		
	77	279,500	316,700	355,000	377,800	423,500		
	78	279,800	317,000	355,500	378,100	424,000		
	79	280,100	317,200	356,000	378,300	424,400		
	80	280,300	317,500	356,500	378,600	424,800		
	81	280,500	317,800	357,000	379,100	425,200		
	82	280,800	318,000	357,300	379,400			
	83	281,100	318,400	357,500	379,700			
	84	281,300	318,700	357,800	380,000			
	85	281,500	318,900	358,200	380,400			
	86		319,100	358,600	380,700			
	87		319,300	358,900	381,000			
	88		319,500	359,200	381,300			
	89		319,900	359,600	381,700			
	90		320,100	359,800	382,000			
	91		320,300	360,200	382,300			
	92		320,500	360,500	382,600			

職員の区分	職務の級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級
	号 給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
	93		320,900	360,700	382,900			
	94		321,100	361,000	383,300			
	95		321,300	361,300	383,700			
	96		321,600	361,500	384,100			
	97		321,900	361,700	384,600			
	98		322,100	362,000	385,000			
	99		322,300	362,300	385,400			
	100		322,600	362,500	385,800			
	101		322,900	362,700	386,300			
	102		323,100	362,900				
	103		323,300	363,300				
	104		323,600	363,500				
	105		323,900	363,700				
	106			363,900				
	107			364,300				
	108			364,700				
	109			364,900				
定年前再任用短時間勤務職員		基準 給料月額	基準 給料月額	基準 給料月額	基準 給料月額	基準 給料月額	基準 給料月額	基準 給料月額
		円 224,300	円 252,700	円 284,800	円 300,300	円 329,600	円 376,100	円 423,000

備考 この表は、保健所、家畜保健衛生所等に勤務する薬剤師、栄養士、獣医師その他の職員で人事委員会規則で定めるものに適用する。

ハ 医療職給料表（三）

職員の区分	職務の級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級
	号 給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円	円	円	円
	1	237,200	270,900	310,600	324,300	349,100	394,000	451,200
	2	239,100	273,100	311,100	324,800	350,200	395,800	453,500
	3	240,900	275,300	311,600	325,300	351,200	397,500	455,700
	4	242,700	277,500	312,100	325,800	352,200	399,400	458,000
	5	244,400	279,700	312,600	326,400	353,300	401,300	460,000
	6	246,300	280,700	313,100	326,900	354,600	403,400	462,000
	7	248,200	281,600	313,600	327,500	355,800	405,500	464,000
	8	249,900	282,500	314,000	327,900	357,000	407,500	465,900
	9	251,700	283,400	314,300	328,500	358,000	409,300	467,600
	10	253,600	284,500	314,900	329,000	359,300	411,400	469,200
	11	255,600	285,600	315,400	329,600	360,500	413,500	471,000
	12	257,500	286,500	315,900	330,100	361,600	415,600	472,600
	13	259,300	287,400	316,300	330,600	362,700	417,500	473,900
	14	261,400	288,100	316,900	331,200	363,800	419,200	475,300
	15	263,400	288,800	317,300	332,000	364,900	421,000	476,900
	16	265,500	289,600	317,800	332,600	366,100	422,800	478,500
	17	267,500	290,700	318,300	333,300	367,200	424,600	480,100
	18	269,500	291,600	318,700	334,200	368,400	426,400	481,700
	19	271,700	292,500	319,300	335,200	369,500	428,400	483,200
	20	273,700	293,500	319,700	336,100	370,600	430,200	484,800
	21	275,600	294,500	320,200	336,900	371,700	431,900	486,000
	22	276,800	295,500	320,600	337,800	372,900	433,600	487,400
	23	277,900	296,400	321,200	338,800	374,100	435,400	488,700
	24	279,000	297,400	321,600	339,700	375,200	437,300	490,200
	25	280,100	298,200	322,200	340,500	376,200	438,900	491,200
	26	280,900	299,200	322,800	341,300	377,600	440,700	491,900
	27	281,700	300,100	323,500	342,300	378,900	442,500	492,600
	28	282,500	301,000	324,300	343,200	380,300	444,300	493,200
	29	283,300	301,900	325,000	344,000	381,500	445,800	494,100
	30	284,000	302,700	325,700	345,200	383,000	447,400	494,800
	31	284,800	303,400	326,500	346,300	384,600	448,900	495,600
	32	285,400	304,100	327,300	347,300	386,100	450,200	496,500
	33	286,200	304,800	327,900	348,400	387,300	451,400	497,200
	34	286,800	305,400	328,700	349,500	388,800	452,500	497,900
	35	287,400	305,900	329,400	350,600	390,200	453,800	498,600
	36	287,900	306,300	330,200	351,700	391,700	455,000	499,400
	37	288,500	306,700	330,900	352,800	393,100	456,300	500,200
	38	289,200	307,300	331,700	354,000	394,200	457,400	501,000
	39	289,900	307,800	332,600	355,100	395,600	458,700	501,800
	40	290,600	308,200	333,400	356,200	396,900	459,900	502,500
	41	291,300	308,600	334,000	357,100	398,200	461,100	503,300
	42	291,900	309,100	335,000	358,200	399,600	462,100	
	43	292,600	309,500	336,000	359,300	401,000	463,200	
	44	293,200	310,000	336,900	360,300	402,300	464,400	

職員の区分	職務の級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級
	号 給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
定年前再任用短時間勤務職員以外の職員	45	294,000	310,500	337,700	361,300	403,800	465,400	
	46	294,700	310,900	338,800	362,200	405,000	465,900	
	47	295,500	311,400	339,800	363,200	406,200	466,400	
	48	296,100	311,800	340,700	364,300	407,400	466,800	
	49	296,600	312,400	341,600	365,500	408,500	467,400	
	50	297,100	312,800	342,600	366,800	409,500	467,900	
	51	297,500	313,200	343,600	368,000	410,500	468,300	
	52	297,900	313,700	344,600	369,300	411,400	468,900	
	53	298,200	314,200	345,400	370,200	412,000	469,400	
	54	298,700	314,600	346,400	371,400	412,800	469,800	
	55	299,100	315,200	347,400	372,500	413,600	470,100	
	56	299,600	315,600	348,300	373,800	414,400	470,400	
	57	299,900	316,100	349,300	374,900	415,200	470,800	
	58	300,300	316,800	350,200	375,800	415,900	471,200	
	59	300,600	317,600	351,200	377,000	416,600	471,500	
	60	300,900	318,300	352,200	378,200	417,200	471,800	
	61	301,200	319,000	353,100	379,300	417,900	472,200	
	62	301,700	319,900	354,200	380,500	418,500	472,600	
	63	302,100	320,700	355,400	381,700	419,200	472,900	
	64	302,400	321,600	356,600	382,700	419,800	473,200	
	65	302,700	322,300	357,400	383,700	420,500	473,600	
	66	303,200	323,200	358,500	384,800	421,000	474,000	
	67	303,600	324,000	359,600	385,900	421,600	474,300	
	68	303,900	324,800	360,500	387,000	422,100	474,600	
	69	304,300	325,600	361,600	387,900	422,500	475,000	
	70	304,900	326,500	362,300	389,000	423,100		
	71	305,300	327,400	363,500	390,100	423,500		
	72	305,600	328,300	364,600	391,100	423,800		
	73	306,000	329,200	365,700	391,800	424,200		
	74	306,500	330,000	366,900	392,600	424,700		
	75	307,000	330,900	368,100	393,400	425,100		
	76	307,500	331,800	369,200	394,200	425,400		
	77	307,900	332,600	370,300	394,800	425,700		
	78	308,500	333,500	371,400	395,300	426,200		
	79	309,100	334,600	372,500	395,800	426,700		
	80	309,500	335,400	373,600	396,300	427,100		
	81	310,000	335,800	374,500	396,900	427,400		
	82	310,400	336,500	375,500	397,400	427,800		
	83	310,900	337,300	376,400	397,900	428,300		
	84	311,400	338,100	377,400	398,400	428,700		
	85	311,800	338,900	378,400	398,800	429,100		
	86	312,200	339,800	379,200	399,300	429,500		
	87	312,700	340,800	380,000	399,900	430,000		
	88	313,200	341,900	380,800	400,400	430,400		
	89	313,600	342,800	381,500	400,700	430,800		
	90	314,100	343,800	382,100	401,200			
	91	314,600	344,800	382,700	401,600			
	92	315,100	345,800	383,300	401,900			

職員の区分	職務の級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級
	号 給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
	93	315,600	346,600	383,700	402,500			
	94	315,900	347,300	384,100	403,000			
	95	316,400	348,000	384,600	403,500			
	96	316,900	348,600	385,000	404,000			
	97	317,400	349,000	385,500	404,600			
	98	317,900	349,300	385,900	405,100			
	99	318,400	349,900	386,400	405,600			
	100	318,900	350,500	386,800	406,000			
	101	319,300	350,900	387,100	406,600			
	102	319,700	351,400	387,600	407,100			
	103	320,100	352,000	388,000	407,600			
	104	320,400	352,500	388,300	408,100			
	105	320,700	352,900	388,700	408,700			
	106	321,100	353,400	389,100	409,200			
	107	321,500	353,900	389,600	409,700			
	108	321,800	354,400	390,100	410,200			
	109	322,000	354,800	390,600	410,800			
	110	322,400	355,100	391,100				
	111	322,600	355,400	391,600				
	112	322,900	355,800	392,000				
	113	323,200	356,100	392,400				
	114	323,400	356,500	392,900				
	115	323,700	356,800	393,400				
	116	323,900	357,100	393,900				
	117	324,200	357,300	394,300				
	118	324,400	357,600	394,800				
	119	324,700	357,900	395,300				
	120	325,000	358,100	395,800				
	121	325,300	358,300	396,200				
	122	325,600	358,500					
	123	326,000	358,800					
	124	326,300	359,100					
	125	326,500	359,300					
	126	326,700	359,600					
	127	327,100	359,900					
	128	327,500	360,100					
	129	327,700	360,300					
	130	328,000	360,600					
	131	328,300	360,900					
	132	328,700	361,100					
	133	328,900	361,400					
	134	329,200	361,800					
	135	329,500	362,200					
	136	329,800	362,600					
	137	330,100	362,900					
	138	330,300	363,300					
	139	330,600	363,700					
	140	330,900	364,100					

職員の区分	職務の級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級
	号 給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
	141	331,100	364,400					
	142	331,300	364,800					
	143	331,700	365,200					
	144	332,000	365,600					
	145	332,200	365,900					
	146	332,400	366,300					
	147	332,700	366,700					
	148	333,000	367,100					
	149	333,200	367,400					
	150	333,400	367,800					
	151	333,700	368,200					
	152	334,000	368,600					
	153	334,400	368,900					
	154	334,600						
	155	334,800						
	156	335,100						
	157	335,500						
	158	335,800						
	159	336,100						
	160	336,400						
	161	336,800						
	162	337,100						
	163	337,400						
	164	337,700						
	165	338,100						
	166	338,400						
	167	338,700						
	168	339,000						
	169	339,400						
定年前再任用短時間勤務職員		基準 給料月額	基準 給料月額	基準 給料月額	基準 給料月額	基準 給料月額	基準 給料月額	基準 給料月額
		円 275,800	円 298,500	円 306,900	円 318,900	円 337,600	円 379,700	円 429,100

備考 この表は、保健所等に勤務する保健師、助産師、看護師、准看護師その他の職員で人事委員会規則で定めるものに適用する。

別記第 2

第一号任期付研究員給料表

号 給	給 料 月 額
	円
1	451,000
2	517,000
3	585,000
4	676,000
5	785,000
6	896,000

第二号任期付研究員給料表

号 給	給 料 月 額
	円
1	377,000
2	416,000
3	447,000

別記第 3

特定任期付職員給料表

号 給	給 料 月 額
	円
1	427,000
2	479,000
3	534,000
4	605,000
5	689,000
6	805,000
7	940,000

参 考 資 料

目 次

1 職員給与関係

「令和8年人事・給与統計」の概要	72
第1表 適用給料表別人員、平均年齢、平均経験年数	73
第2表 適用給料表別、学歴別、性別人員構成比	74
第3表 適用給料表別平均給与月額	75
第4表 扶養手当を受ける職員数とその扶養親族数	76
第5表 住居手当の支給状況	77
第6表 通勤手当の支給状況	77
第7表 適用給料表別、級別、号給別人員	78
イ 行政職給料表（他の給料表の適用を受けないすべての職員に適用）	78
ロ 公安職給料表（警察官に適用）	80
ハ 教育職給料表（一）（大学に勤務する学長、教授等に適用）	82
ニ 教育職給料表（二）（高等学校、特別支援学校等に勤務する校長、教頭、教諭等に適用）	84
ホ 教育職給料表（三）（小学校、中学校又は義務教育学校に勤務する校長、教頭、教諭等に適用）	86
ヘ 教育職給料表（四）（専修学校のうち人事委員会の指定するものに勤務する学長、教授等に適用）	88
ト 研究職給料表（試験研究機関等に勤務し、試験研究等に従事する職員に適用）	90
チ 医療職給料表（一）（保健所等に勤務する医師等に適用）	92
リ 医療職給料表（二）（保健所等に勤務する薬剤師、栄養士等に適用）	94
ヌ 医療職給料表（三）（保健所等に勤務する保健師、看護師等に適用）	96
ル 特定任期付職員給料表	98
ヲ 第一号任期付研究員給料表	98
ワ 第二号任期付研究員給料表	98
第8表 定年前再任用短時間勤務職員等の適用給料表別、級別人員	99

2 民間給与関係

「令和8年職種別民間給与実態調査」の概要	102
第9表 産業別、企業規模別調査事業所数	103
第10表 職種別、学歴別、企業規模別初任給	103
第11表 企業規模別、職種別、学歴別給与額等	104
第12表 民間における給与改定の状況	116
第13表 民間における初任給の改定状況	116
第14表 民間における冬季賞与の考課査定分の配分状況	117
第15表 民間における住宅手当の支給状況	117
第16表 民間における国内異動に係る手当等の支給状況	118

3 その他参考資料

令和8年4月の標準生計費	120
第17表 岐阜市における費目別、世帯人員別標準生計費	120

1 職 員 給 与 関 係

「令和８年人事・給与統計」の概要

1 調査目的

この調査は、地方公務員法の規定の趣旨に基づき、職員（技能職員等を除く。）の給与等の実態を把握し、給与制度を検討するために必要な基礎資料を作成する目的で実施したものである。

2 調査時点

令和８年４月１日

3 調査対象職員

岐阜県職員の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例等の適用を受ける職員で令和８年４月１日に在職する職員（同日付け退職者、臨時的任用職員及び会計年度任用職員を除く。）

併せて、給与に関する統計については休職者及び定年前再任用短時間勤務職員等を除いた職員

4 調査項目

「適用給料表別人員、平均年齢、平均経験年数」、「適用給料表別、学歴別、性別人員構成比」、「適用給料表別平均給与月額」及び諸手当の支給状況等について調査した。

第1表 適用給料表別人員、平均年齢、平均経験年数

給料表 \ 区分	適用人員	平均年齢	平均経験年数
全給料表	23,144人	40.7歳	18.3年
行政職給料表	5,458	42.1	20.0
うち新規採用職員等を除く	4,872	42.5	20.6
公安職給料表	3,551	38.7	17.6
教育職給料表（一）	19	51.4	26.2
教育職給料表（二）	4,148	40.8	18.0
教育職給料表（三）	9,358	40.4	17.7
教育職給料表（四）	24	50.0	25.4
研究職給料表	225	44.5	21.5
医療職給料表（一）	25	49.2	24.0
医療職給料表（二）	182	42.7	19.3
医療職給料表（三）	151	41.5	17.7
特定任期付職員給料表	3	63.3	43.0

（注） 1 全給料表欄の平均経験年数には、特定任期付職員は含まれていない。

2 特定任期付職員給料表とは、「岐阜県一般職の任期付職員の採用等に関する条例」第4条に掲げる給料表をいう。（以下第2表、第3表、第4表及び第7表について同じ。）

第2表 適用給料表別、学歴別、性別人員構成比

給料表 \ 区分	計	学歴別人員構成比				性別人員構成比	
		大学卒	短大卒	高校卒	中学卒	男	女
全 給 料 表	% 100.0	% 84.4	% 4.8	% 10.8	% 0.0	% 56.1	% 43.9
行 政 職 給 料 表	100.0	74.7	8.6	16.7	0.0	60.8	39.2
うち新規採用職員等を除く	100.0	74.4	8.7	17.0	0.0	62.7	37.3
公 安 職 給 料 表	100.0	55.0	4.1	40.9	0.0	87.2	12.8
教育職給料表（一）	100.0	100.0	0.0	0.0	0.0	78.9	21.1
教育職給料表（二）	100.0	94.3	2.5	3.2	0.0	51.4	48.6
教育職給料表（三）	100.0	96.8	3.2	0.0	0.0	44.1	55.9
教育職給料表（四）	100.0	87.5	12.5	0.0	0.0	87.5	12.5
研 究 職 給 料 表	100.0	96.0	2.2	1.8	0.0	80.4	19.6
医療職給料表（一）	100.0	100.0	0.0	0.0	0.0	60.0	40.0
医療職給料表（二）	100.0	82.4	17.6	0.0	0.0	39.0	61.0
医療職給料表（三）	100.0	59.6	40.4	0.0	0.0	4.6	95.4
特定任期付職員給料表	100.0	33.3	0.0	66.7	0.0	100.0	0.0

（注）構成比は、それぞれ四捨五入しているため、計と一致しない場合がある。

第3表 適用給料表別平均給与月額

給料表 区分	基 準 内 給 与			その他の手当	計
	給 料	地域手当	扶養手当		
	円	円	円	円	円
全 給 料 表	377,336	5,098	9,075	15,788	407,297
行 政 職 給 料 表	348,252	5,653	8,319	16,769	378,993
うち新規採用職員等を除く	353,962	5,462	8,877	17,467	385,768
公 安 職 給 料 表	362,770	5,224	14,466	7,775	390,235
教育職給料表（一）	538,963	5,639	8,316	20,434	573,352
教育職給料表（二）	396,102	4,911	8,749	15,588	425,350
教育職給料表（三）	391,425	4,605	7,704	17,530	421,264
教育職給料表（四）	456,158	4,926	17,875	9,310	488,269
研 究 職 給 料 表	372,567	4,723	10,420	17,588	405,298
医 療 職 給 料 表（一）	501,028	89,696	3,320	276,418	870,462
医 療 職 給 料 表（二）	361,162	4,637	6,937	23,402	396,138
医 療 職 給 料 表（三）	351,450	4,753	4,020	11,922	372,145
特定任期付職員給料表	589,667	7,675	0	10,000	607,342

- (注) 1 給料には、給料の調整額及び教職調整額を含む。
2 その他の手当は、住居手当、管理職手当、初任給調整手当、特勤勤務手当（準ずる手当を含む。）、へき地手当（準ずる手当を含む。）、寒冷地手当、単身赴任手当（基礎額）及び義務教育等教員特別手当である。
3 給与月額は、それぞれ四捨五入しているため、計と一致しない場合がある。

第4表 扶養手当を受ける職員数とその扶養親族数

イ 扶養親族数別職員数

区分 扶養親族数		該当職員数	うち	うち
			扶養親族である 子を有する者	子以外の扶養親 族を有する者
		人	人	人
1	人	2,896	2,524	372
2	人	3,748	3,623	163
3	人	1,224	1,196	71
4	人	134	131	26
5	人	18	18	6
6人以上		5	5	1
計		8,025	7,497	639

(注) この表でいう扶養親族とは、扶養手当の支給対象となっているものをいう（ロの表において同じ。）。（手当受給者1人当たり平均手当月額：26,170円）

ロ 適用給料表別平均扶養親族数

区分 給料表	平均扶養親族数	
	全職員の平均	受給者の平均
	人	人
全給料表	0.64	1.84
行政職給料表	0.57	1.70
公安職給料表	1.02	1.94
教育職給料表（一）	0.58	1.83
教育職給料表（二）	0.62	1.85
教育職給料表（三）	0.55	1.86
教育職給料表（四）	1.17	1.65
研究職給料表	0.72	1.69
医療職給料表（一）	0.24	1.20
医療職給料表（二）	0.47	1.85
医療職給料表（三）	0.26	1.63
特定任期付職員給料表	-	-

第5表 住居手当の支給状況

区 分	人 数
手 当 月 額 11,000 円 未 満 の 受 給 者	9 人
手当月額11,000円以上27,000円未満の受給者	1,997 人
手 当 月 額 27,000 円 の 受 給 者	2,939 人
手 当 月 額 27,000 円 を 超 え る 受 給 者 (単身赴任手当受給者の家族の居住する 借家・借間に係る手当を併給)	2 人
受 給 者 計	4,947 人
手当受給者1人当たり平均手当月額	25,376 円

第6表 通勤手当の支給状況

区 分	人 数
受 給 者	
交通機関等のみを利用する者	215 人
自動車等のみを使用する者	18,063 人
交通機関等と自動車等を併用する者	73 人
交通機関等の利用者1人当たり平均手当月額	16,398 円
自動車等の使用者1人当たり平均手当月額	9,449 円

第7表 適用給料表別、級別、号給別人員

イ 行政職給料表 他の給料表の適用を受けないすべての職員に適用

号給	級	1	2	3	4	5	6	7	8	9
		人	人	人	人	人	人	人	人	人
1				1			2			1
2				1					7	1
3				1					5	2
4				50					9	3
5				11					37	14
6				6			1		3	3
7				2					1	1
8			1	13						
9	29			7						
10			1	11						
11			1	8						
12	20	21	69							
13		4	20							
14		5	9					1		
15	1	4	9					11		
16	23	76	64					2		
17	11	3	24					10		
18		8	12							
19	1	6	12					8		
20	27	64	69					6		
21		13	26					4		
22	2	8	25					3		
23		4	6					2		
24	16	30	65					2		
25	2	11	38					2		
26	3	8	24					4		
27	2	4	20					3		
28	26	18	39					1		
29	110	11	21					1		
30	1	7	29							
31	1	5	24				1	1		
32	133	11	39					2		
33	5	5	19							
34	7	8	45					1		
35	9		18							
36	115	7	28							
37	14	2	13							
38	11	4	26			20				
39	12	2	22	11		39				
40	108	5	21	4		12				
41	11	2	27	12		41				
42	17	3	32	8		13				
43	6	3	21	6		15				
44	20	3	23	11		9				
45	4	1	23	17		59				
46	15	1	24	13	1	17				
47	6	2	24	32	2	9				
48	13	3	14	21	1	20				
49	6		19	18	5	47				
50	3	1	16	22	9	18				
51	1	1	18	9	6	8				
52	12		20	7	9	25				
53	3	1	16	20	13	17				
54	7		8	33	9	14				
55	3	1	19	35	16	8				
56	6	1	8	19	12	28				
57	1		22	27	13	11				
58	1		19	21	17	7				
59	1		18	26	15	14				
60	4		17	29	19	26				
61			22	16	20	17				
62			16	19	27	14				

イ 行政職給料表 他の給料表の適用を受けないすべての職員に適用

級 号給	1	2	3	4	5	6	7	8	9
63	4		26	17	26	12			
64	3		21	17	38	21			
65			22	13	34	7			
66	1		14	21	20	4			
67	1		19	13	22	14			
68	1		12	7	29	8			
69	2		23	13	20	6			
70	1		11	7	28	9			
71	2		19	4	27	12			
72	1	1	18	7	21	7			
73	1		12	10	24	58			
74	1		17	6	25				
75			11	4	22				
76	2		15	1	18				
77	1		8	2	16				
78			11	2	18				
79			9	3	20				
80	1		8		14				
81			14	5	6				
82			8	1	12				
83	1		8	1	10				
84			5		11				
85			8	1	109				
86			17						
87			5						
88			11						
89			8						
90			6						
91			7						
92			6						
93	3		8						
94			7						
95			5						
96			10						
97			4						
98			5						
99			4						
100			4						
101			13						
102			10						
103			7						
104			5						
105			9						
106			7						
107			11						
108			10						
109			7						
110			13						
111			9						
112			13						
113			129						
114									
115									
116									
117									
118									
119									
120									
121									
122									
123									
124									
125		4							
計	855	385	2,042	591	764	670	64	62	25

職員数計	5,458 人
------	---------

- (注) 1 各級内の実線は、当該級の最高号給の位置を示し、該当人員なしの号給は空欄とした。
2 上記1の注は、以下第7表の各表について同じである。

ロ 公安職給料表 警察官に適用

号給	級	1	2	3	4	5	6	7	8	9
1		人	人	人	人	人	人	人	人	人
2									1	
3										
4										
5										9
6										3
7		40								
8										
9										
10		2								
11		6								
12		45								
13										
14		1								
15		4								
16		41								
17		2								
18										
19										
20		32								
21		1								
22		2		1						
23		39								
24		6	50	5	1					
25		8	2							
26		1	1	3						
27		2	1			1				
28		81	53	6	1					
29		4	6	1	1				2	
30		4	19	11	1					
31		3	1		3					
32		23	21	8	1	1				
33		2		1	1	1			5	
34		11	18	12	2				4	
35		5	1		1					
36		9	52	3		2				
37		2	4	1	3	1				
38		1	22	11		2				
39		1	4		1	1			1	
40		4	40	9	5	5			1	
41				2	7			7		
42			27	13	1					
43		4	5	1	7			8		
44		1	32	21	1	2				
45			3	6	7			3		
46			18	28	1	3	1			
47		1	5	4	4	3		9		
48		3	27	23	3	1		2		
49			4	6	12	4		3		
50		2	31	33	2	2		4		
51			1	3	11			7		
52		3	24	24	1	3	1	3		
53		4	3	6	4	2	1	1		
54			13	26	8	8	1	1		
55		1	1	4	10	3		7		
56			19	35	7	4	1	3		
57			8	5	15	4	1	2		
58		2	10	32	5	8		2		
59			7	4	10	9	3	5		
60			7	36	16	13	2			
61				6	13	10		5		
62			1	24	7	7	2	4		
63				15	16	15	1	1		
64		1	2	37	7	16	8	1		
65			2	7	11	10	3	1		
66			2	24	13	15	3	3		
67				11	14	15		2		
68			4	26	8	15	5	2		
69				7	20	12	5			
70				26	7	14	1			
71				5	14	6	4			
72				28	14	7	2			
73				8	17	11	4			
74				23	13	6	5			

ロ 公安職給料表 警察官に適用

号給	級	1	2	3	4	5	6	7	8	9
75				7	30	12	5			
76				15	14	6				
77				8	17	8	6			
78				20	18	8	3			
79				4	12	6	5			
80				16	18	4	3			
81				5	30	7	5			
82				15	16	5	3			
83				3	22	9	4			
84				10	17	6	5			
85				3	12	2	36			
86				7	20	4				
87		1		4	22	10				
88				7	17	1				
89				4	17	96				
90				2	23					
91				3	26					
92				2	13					
93				3	15					
94				6	23					
95				4	17					
96				1	12					
97				6	19					
98				2	21					
99				5	14					
100				3	15					
101				3	9					
102				5	14					
103		1		7	14					
104				3	9					
105				5	6					
106				2	8					
107				6	8					
108				4	7					
109				9	6					
110				5	12					
111				4	1					
112				3	4					
113				4	5					
114				2	5					
115				4	3					
116					2					
117					7					
118				1	4					
119				3	3					
120				1	8					
121					81					
122										
123				3						
124				2						
125										
126				1						
127				1						
128				2						
129				2						
130				1						
131										
132				2						
133				2						
134				1						
135				2						
136										
137				2						
138				3						
139				1						
140				1						
141				9						
142										
143										
144										
145			2							
計		404	555	902	1,023	426	129	86	14	12

職員数計 3,551 人

ハ 教育職給料表（一） 大学に勤務する学長、教授、准教授、講師、助教、助手等に適用

級 号給	1	2	3	4	5	6
1	人	人	人	人	人	人
2						
3						
4						
5						1
6				1	1	
7			1		1	
8					1	
9					2	
10					1	
11					1	
12					2	
13						
14					1	
15						
16						
17						
18						
19						
20						
21						
22						
23						
24						
25						
26						
27						
28						
29						
30						
31					1	
32						
33						
34						
35						
36						
37						
38						
39						
40						
41					1	
42					1	
43					1	
44			1			
45						
46						
47					1	
48						
49						
50						
51						
52						
53						
54						
55						
56						
57						
58						
59						
60						
61						
62						
63						
64					1	
65						
66						
67						
68						
69						
70						
71						
72						
73						
74						
75						
76						
77						
78						

ハ 教育職給料表（一） 大学に勤務する学長、教授、准教授、講師、助教、助手等に適用

級 号給	1	2	3	4	5	6
79						
80						
81						
82						
83						
84						
85						
86						
87						
88						
89						
90						
91						
92						
93						
94						
95						
96						
97						
98						
99						
100						
101						
102						
103						
104						
105						
106						
107						
108						
109						
110						
111						
112						
113						
114						
115						
116						
117						
118						
119						
120						
121						
122						
123						
124						
125						
126						
127						
128						
129						
130						
131						
132						
133						
134						
135						
136						
137						
138						
139						
140						
141						
142						
143						
144						
145						
146						
147						
148						
149						
150						
151						
152						
153						
154						
155						
156						
157						
計			2	7	9	1

職員数計	19 人
------	------

二 教育職給料表（二）

高等学校、特別支援学校等に勤務する校長、副校長、教頭、主幹教諭、指導教諭、教諭、養護教諭、栄養教諭、講師、助教諭、養護助教諭、実習助手、寄宿舎指導員等に適用

級 号給	1	2	特 2	3	4
1	人	人	人	人	人
2					
3					
4					
5	1	51			
6					
7					
8	3	39			
9		9			2
10		8			
11		3			8
12	2	50			
13		10			15
14		3			1
15	1	3			16
16	1	57			
17		13			5
18	1	7			1
19		5			7
20	1	40			3
21	2	10			3
22	1	7			2
23	1	5			3
24	2	78			4
25	10	8			3
26		6			
27	2	6			
28	5	84			
29	3	4			
30		10			1
31	4	10			1
32	8	87			
33	1	2			
34	1	19			
35		12			
36	4	49			
37	1	12			
38		57			
39	3	8			
40	2	51			
41	4	9		2	
42	2	51		3	
43	2	6		4	
44	4	45		25	
45	1	13		1	
46	1	58		3	
47		9			
48	3	41		4	
49	2	10		13	
50	2	60		15	
51	3	14		1	
52	4	34		3	
53	2	10		22	
54	2	76		6	
55	1	19		1	
56	1	21		2	
57	2	13		15	
58	2	87		5	
59	2	3		2	
60	1	28		1	
61		27		5	
62	1	53			
63		14			
64	3	35			
65	2	25		1	
66	8	56			
67		21			
68	3	21			
69	7	30			
70	3	61			
71	2	22			
72	2	22		1	
73	3	50			
74	4	39			

二 教育職給料表（二）

高等学校、特別支援学校等に勤務する校長、副校長、教頭、主幹教諭、指導教諭、教諭、養護教諭、栄養教諭、講師、助教諭、養護助教諭、実習助手、寄宿舎指導員等に適用

級 号給	1	2	特 2	3	4
75	1	21			
76	3	19			
77	2	38			
78	3	17			
79	3	17			
80	4	22			
81	6	62			
82		23			
83	3	24			
84	2	17			
85	2	46			
86	2	14			
87	2	21			
88	3	22			
89	3	49			
90	5	11			
91	4	17			
92	3	33			
93		33			
94	4	11			
95	5	14			
96	4	24			
97	1	34			
98	1	20			
99	2	19			
100	2	24			
101	1	20			
102	4	20			
103	2	23			
104	2	32			
105	3	17			
106	1	18			
107	2	20			
108	4	23			
109	1	14			
110		20			
111	3	23			
112	1	29			
113	3	14			
114	2	15			
115	1	32			
116		19			
117	1	18			
118	2	20			
119	2	38			
120	1	12			
121		15			
122	1	16			
123	1	15			
124		8			
125	1	18			
126	2	18			
127		22			
128	1	8			
129		18			
130		10			
131	1	20			
132	1	13			
133	1	13			
134	1	10			
135		16			
136		10			
137		15			
138		12			
139		15			
140	1	13			
141		383			
142					
143	1				
144					
145	1				
146					
147	1				
148					
149					
150	1				
151	1				
152	3				
153	21				
計	285	3,653		135	75

職員数計

4,148 人

ホ 教育職給料表（三）

小学校、中学校又は義務教育学校に勤務する校長、副校長、教頭、主幹教諭、指導教諭、教諭、養護教諭、栄養教諭、講師、助教諭、養護助教諭に適用

級 号給	1	2	特 2	3	4
1	人	人	人	人	人
2					
3					
4					
5					1
6					7
7					27
8					12
9					36
10					17
11					29
12					11
13					50
14					15
15					9
16					23
17		219			21
18					21
19		9			19
20		187			26
21		46			15
22		7			11
23		2			12
24		225			22
25	18	22			9
26		17			21
27	3	11			9
28		259			7
29	7	43			2
30		19			12
31		14			3
32	1	93			3
33	9	16			11
34		15			
35	1	8			
36	1	244			
37	5	7			
38		24			
39		11			
40	2	247			
41	3	11			
42		23			
43		16			
44		207			
45	4	5			
46		22			
47		13			
48	1	132		1	
49	1	12			
50	1	94			
51		10			
52		112			
53		17		1	
54	1	147			
55		5			
56		92		2	
57	1	20		1	
58	1	158		3	
59		14		1	
60		67		3	
61		11	1	6	
62		186		22	
63		27	1	49	
64		60		4	
65		36	1	25	
66		183	1	3	
67		18	1	4	
68		42		52	
69	5	30	1	52	
70		199		11	
71		17	1	9	
72		47	2	48	
73		34	1	30	
74	3	174		6	

ホ 教育職給料表（三）

小学校、中学校又は義務教育学校に勤務する校長、副校長、教頭、主幹教諭、指導教諭、教諭、養護教諭、栄養教諭、講師、助教諭、養護助教諭に適用

号給 級	1	2	特 2	3	4
75		10	2	10	
76		45	3	53	
77		65	2	15	
78		115	4	8	
79		19	4	7	
80		38	2	50	
81		73	7	7	
82	1	104	11	8	
83	1	26	5	7	
84		38	2	34	
85	2	131	4	4	
86		77	5	4	
87		23	1	9	
88		35	2	15	
89	2	119	5	4	
90		57		4	
91		25	1	6	
92		29	1	7	
93		109		19	
94		29			
95		34			
96		23	1		
97		105	4		
98		27			
99		44			
100		46			
101		93			
102		22			
103		34			
104		42			
105		54			
106		35			
107		33			
108		70			
109		54			
110		37			
111		31			
112		60			
113		44			
114		32			
115		59			
116		41			
117		28			
118		36			
119		56			
120		29			
121		33			
122		28			
123		49			
124		28			
125		26			
126		26			
127		50			
128		22			
129		31			
130		22			
131		49			
132		24			
133		17			
134		19			
135		30			
136		17			
137		39			
138		13			
139		25			
140		22			
141		19			
142		18			
143		15			
144		29			
145		35			
146		15			
147		22			
148		24			
149		1,074			
計	74	8,143	76	604	461

職員数計

9,358 人

へ 教育職給料表（四）

専修学校のうち人事委員会の指定するものに勤務する学長、教授、准教授、講師、助教、助手に適用

号給	級	1	2	3	4	5
		人	人	人	人	人
1						
2						
3						
4						
5						
6						
7					1	
8					2	
9					2	
10					2	
11						
12						
13						
14						
15						
16						
17						
18						
19						
20						
21						
22						
23						
24						
25						
26						
27						
28						
29						
30						
31						
32						
33						
34						
35						
36						
37		1		1		
38						
39						
40						
41						
42						
43						
44			1			
45				2		
46				2		
47						
48						
49						
50						
51						
52						
53						
54				1		
55						
56				1		
57						
58						
59						
60						
61				1		
62						
63						
64				1		
65						
66						
67						
68						
69						
70				1		

へ 教育職給料表（四）

専修学校のうち人事委員会の指定するものに勤務する学長、教授、准教授、講師、助教、助手に適用

級 号給	1	2	3	4	5
71					
72					
73		1			
74					
75					
76					
77					
78					
79					
80					
81					
82			1		
83					
84			1		
85					
86					
87					
88					
89					
90					
91					
92					
93					
94					
95					
96					
97					
98					
99					
100		1			
101					
102					
103					
104					
105		1			
106					
107					
108					
109					
110					
111					
112					
113					
114					
115					
116					
117					
118					
119					
120					
121					
122					
123					
124					
125					
126					
127					
128					
129					
130					
131					
132					
133					
134					
135					
136					
137					
138					
139					
140					
141					
計	1	4	12	7	

職員数計	24 人
------	------

ト 研究職給料表

試験研究機関等に勤務し、試験研究等に従事する職員に適用

級 号給	1	2	3	4	5
1	人	人	人	人	人
2					
3					
4					
5		2			1
6					1
7					1
8		4			
9					
10					
11					
12		2			
13					
14					
15		2			
16		1			
17					
18		1			
19					
20	2	2			
21					
22		1			
23					
24		3			
25		2		1	
26		2			
27					
28		3		1	
29				1	
30		2	1		
31				1	
32		1		2	
33			7	1	
34		2		2	
35				1	
36			1	3	
37		3	2	3	
38		3	1		
39			2	1	
40		1	3		
41		2	1	1	
42		1			
43			1	1	
44		2	7	2	
45		3		1	
46		2	1	2	
47			2		
48		1	1		
49				1	
50		3	2		
51		3			
52		4		3	
53		1	2		
54			2		
55			3		
56		1			
57			2	1	
58			1		
59			1		
60		2	1		
61		1	3		
62		1	2		

ト 研究職給料表

試験研究機関等に勤務し、試験研究等に従事する職員に適用

号給	級	1	2	3	4	5
63			2	1		
64						
65	1			5		
66						
67				2		
68			4	1		
69			2	3		
70						
71				2		
72			3			
73			1	2		
74			1			
75				2		
76						
77			3	1		
78						
79			1			
80				1		
81			3	1		
82						
83			1	1		
84			2			
85			1	1		
86			1			
87			4			
88			1			
89			1			
90			1			
91						
92						
93			3	2		
94			1			
95			2			
96						
97			2			
98			1			
99						
100						
101						
102						
103						
104						
105						
106			1			
107						
108			1			
109						
110						
111						
112						
113						
114						
115						
116			1			
117						
118						
119						
120						
121			8			
計		3	116	74	29	3

職員数計	225 人
------	-------

チ 医療職給料表（一）

保健所等に勤務する医師等に適用

給 号	級	1	2	3	4
1		人	人	人	人
2			1		
3					
4					
5					2
6					2
7					3
8		2	3		2
9					1
10					
11					
12					
13					
14					
15			1		
16				1	
17					
18					
19					
20					
21					
22					
23					
24		1			
25					
26					
27				1	
28		2			
29					
30					
31				1	
32					
33					
34					
35					
36					
37					
38					
39					
40					
41					
42					
43					
44				1	
45					
46					
47					
48					
49					
50					
51					
52					

チ 医療職給料表（一）

保健所等に勤務する医師等に適用

給 号	級	1	2	3	4
53					
54					
55					
56					
57					
58					
59					
60					
61					
62					
63					
64					
65					
66					
67					
68					
69					
70					
71					
72					
73				1	
74					
75					
76					
77					
78					
79					
80					
81					
82					
83					
84					
85					
計		5	5	5	10

職員数計	25 人
------	------

リ 医療職給料表（二） 保健所等に勤務する薬剤師、栄養士等に適用

給 号	級	1	2	3	4	5	6	7
		人	人	人	人	人	人	人
1								
2								
3								
4								
5								
6								
7								
8			6					
9								
10								
11			1					
12			1					1
13								
14			1					
15			1					1
16				1				
17			5					
18			1					1
19			1					
20			4					
21			1					
22								
23								
24			3	2				
25								
26								1
27			1					
28			1	3				
29								
30				3				
31			2					
32			2	1	1			
33						1		
34			1			1	2	
35								
36			2	1			1	
37				1		1		
38			1	1	1		1	
39				2		2		
40				2			2	
41				2			1	
42				1	1	2		
43	1				3			
44				1	2	1	2	
45				2			1	
46			1			1	1	
47								
48	1			2		2		
49					2	1	3	
50				1		1	1	
51				1				
52					1	1		
53	1				1	2	1	
54				1	1	1		
55				1		1	1	
56				1				
57								
58					1	1		
59				1	2	1		
60				1		1	1	
61						3	3	
62					2	1		

リ 医療職給料表（二） 保健所等に勤務する薬剤師、栄養士等に適用

級 号給	1	2	3	4	5	6	7
63							
64				2	3		
65				4	1		
66				2	2		
67					1		
68			1				
69							
70				3			
71				1	2		
72				2	1		
73							
74				1	1		
75				1	1		
76							
77				2			
78				1			
79				2			
80							
81				2			
82							
83				1			
84							
85							
86							
87							
88				1			
89							
90							
91							
92							
93							
94							
95							
96				1			
97							
98				1			
99							
100							
101				3			
102							
103							
104							
105							
106							
107							
108							
109							
計	3	36	33	48	37	21	4

職員数計	182 人
------	-------

ヌ 医療職給料表（三） 保健所等に勤務する保健師、看護師等に適用

級 号給	1	2	3	4	5	6	7
1	人	人	人	人	人	人	人
2							
3							
4							
5							
6							
7							
8							
9							
10							
11							
12			1				
13			3				
14							
15							
16		10					
17							
18							
19							
20		8	1				
21			1				
22		1					
23			1				
24		2	3				
25		1					
26			2				
27			2				
28		1					
29				1			
30		1					
31			2				
32		1	1				
33							
34		1					
35		2					
36		3	1			1	
37				1		1	
38			1	1		1	
39			1	1			
40		1	1				
41			1				
42		1	1			2	
43		1					
44		3		2			
45				1		1	
46							
47		1		1			
48						1	
49				1			
50							
51		1		3			
52		1	1			4	
53		1		1	1	2	
54				1			
55							
56				1			
57				1	1		
58			1				
59		1		1	1		
60					1		
61							
62							
63							
64		1		1			
65		1					
66		1		1			
67			1	1			
68		1			1		
69		1	1	1		1	
70				2	2		
71					1		
72			1				
73				2	2		
74							
75			2		1		
76		1					
77				2			
78					1		
79			1				
80							
81							
82		1		1	1		
83							
84				2			
85					1		
86		1	2				

ヌ 医療職給料表（三） 保健所等に勤務する保健師、看護師等に適用

級 号給	1	2	3	4	5	6	7
87			2	1			
88					2		
89				1			
90							
91							
92							
93							
94							
95							
96							
97							
98							
99							
100							
101							
102							
103							
104		1		1			
105							
106							
107							
108							
109							
110							
111		1					
112							
113							
114							
115							
116							
117							
118							
119							
120							
121							
122							
123							
124							
125							
126							
127							
128							
129							
130							
131							
132							
133							
134							
135							
136							
137							
138							
139							
140							
141							
142							
143							
144							
145							
146							
147							
148							
149							
150							
151							
152							
153							
154							
155							
156							
157							
158							
159							
160							
161							
162							
163							
164							
165							
166							
167							
168							
169							
計		51	37	33	16	14	

職員数計	151 人
------	-------

ル 特定任期付職員給料表

高度の専門的な知識経験又は優れた識見を一定の期間活用
して遂行することが特に必要とされる職員に適用

号	給	人	数
1			人
2			
3			1
4			1
5			1
6			
7			

職員数計	3 人
------	-----

ヲ 第一号任期付研究員給料表

招へいされて高度の専門的な知識経験を必要とする研究業
務に従事する職員に適用

適用職員なし

ワ 第二号任期付研究員給料表

先導的役割を担う有為な研究者となるために必要な能力の
かん養に資する研究業務に従事する職員に適用

適用職員なし

第8表 定年前再任用短時間勤務職員等の適用給料表別、級別人員

1 再任用職員（フルタイム勤務）

(単位:人)

給料表	級 計	1	2	特2	3	4	5	6	7	8	9
給料表計	429	4	324		35	59	4	2	1		
行政職給料表	113		26		30	54		2	1		
公安職給料表	4				2	2					
教育職給料表（一）											
教育職給料表（二）	191	4	187								
教育職給料表（三）	112		109			3					
教育職給料表（四）											
研究職給料表	4		1		3						
医療職給料表（一）											
医療職給料表（二）	4						4				
医療職給料表（三）	1		1								

(注) 再任用職員（フルタイム勤務）とは、暫定再任用職員をいう。

2 再任用職員（短時間勤務）

(単位:人)

給料表	級 計	1	2	特2	3	4	5	6	7	8	9
給料表計	235	1	116		27	78	13				
行政職給料表	63		4		16	43					
公安職給料表	46				8	34	4				
教育職給料表（一）											
教育職給料表（二）	76	1	75								
教育職給料表（三）	36		36								
教育職給料表（四）	1				1						
研究職給料表	2				2						
医療職給料表（一）											
医療職給料表（二）	2					1	1				
医療職給料表（三）	9		1				8				

(注) 再任用職員（短時間勤務）とは、暫定再任用短時間勤務職員又は定年前再任用短時間勤務職員をいう。

3 7割支給職員

(単位:人)

給料表	級 計	1	2	特2	3	4	5	6	7	8	9
給料表計	746	3	527		30	66	120				
行政職給料表	121				16	13	92				
公安職給料表	33				1	9	23				
教育職給料表(一)											
教育職給料表(二)	189	3	175			11					
教育職給料表(三)	383		352			31					
教育職給料表(四)	1				1						
研究職給料表	8				8						
医療職給料表(一)											
医療職給料表(二)	5					1	4				
医療職給料表(三)	6				4	1	1				

(注) 7割支給職員とは、定年が段階的に引き上げられることに伴い、当分の間の措置として、給与水準が7割に設定されている職員をいう。

2 民 間 給 与 関 係

「令和８年職種別民間給与実態調査」の概要

今回の報告の基礎となった岐阜県人事委員会の職種別民間給与実態調査の概要は、次のとおりである。

1 調査の目的と時期

この調査は、職員の給与を検討するため、令和８年４月現在における民間給与の実態を調査したものである。本年の調査期間は令和８年４月22日から６月16日であった。

2 調査機関

岐阜県人事委員会並びに人事院及び各都道府県等の人事委員会

3 調査の範囲

- (1) 調査対象事業所 全産業の企業規模100人以上で、かつ、事業所規模50人以上の
県内の民間事業所 720事業所
- (2) 調査対象職種 76職種（行政職相当職種22職種、その他の職種54職種）

4 調査対象の抽出

- (1) 標本事業所の抽出 上記３の（１）に記載した事業所を、組織、規模、産業により12層に層化し、これらの層から144事業所を無作為に抽出し実地調査を行った。
調査完了事業所は、第９表のとおりである。
- (2) 従業員の抽出 初任給関係以外の調査職種については、これに該当する従業員が多数に上るときは、抽出した従業員について調査を行った。なお、臨時の従業員及び役員は全て除外した。
- (3) 調査実人員 7,773人（うち初任給関係457人）であるが、行政職に相当する調査実人員は、6,975人である。
なお、調査職種該当者（母集団）の推定数は50,084人であり、うち行政職に相当するものは、40,858人である。

5 集 計

総計及び平均の算出に際しては、母集団に復元して行った。

第9表 産業別、企業規模別調査事業所数

企業規模		規模計	500人以上	100人以上 500人未満
産 業				
産 業 計		事業所 125	事業所 53	事業所 72
農 業 , 林 業 、 漁 業		1	0	1
鉱 業 , 採 石 業 , 砂 利 採 取 業 、 建 設 業		8	3	5
製 造 業		79	31	48
電 気 ・ ガ ス ・ 熱 供 給 ・ 水 道 業 、 情 報 通 信 業 、 運 輸 業 , 郵 便 業		9	4	5
卸 売 業 , 小 売 業		3	2	1
金融業, 保険業, 不動産業, 物品賃貸業		5	5	0
教育, 学習支援業, 医療, 福祉, サービス業		20	8	12

(注) 1 上記調査事業所のほか、調査不能の事業所が19事業所あった。

2 「500人以上」とは、企業規模500人以上で、かつ、事業所規模50人以上の事業所を、「100人以上500人未満」とは、企業規模100人以上500人未満で、かつ、事業所規模50人以上の事業所をいう（以下第10表について同じ。）。

第10表 職種別、学歴別、企業規模別初任給

職 種		学 歴	規模計	500人以上	100人以上 500人未満
事 務 ・ 技 術 関 係	新卒事務員・ 技術者計	大 学 卒	円 238,106	円 242,274	円 234,990
		短 大 卒	213,567	211,252	214,529
		高 校 卒	202,365	209,536	197,000
	新卒事務員	大 学 卒	238,671	247,823	229,897
		短 大 卒	211,166	211,252	211,000
		高 校 卒	206,835	214,668	195,068
	新卒技術者	大 学 卒	237,317	231,179	240,506
		短 大 卒	215,492	—	215,492
		高 校 卒	198,334	199,339	197,957

(注) 金額は、きまって支給する給与から時間外手当、家族手当、通勤手当等特定の者にのみ支給される給与を除き、公務員の地域手当に相当する額を含むものであり、採用のある事業所について平均したものである。

備考 職員の場合、現行の初任給月額、大学卒程度で241,200円、短大卒程度で225,700円、高校卒程度で209,500円である。

第11表 企業規模別、職種別、学歴別給与額等

その1 公民給与比較の対象職種

1 企業規模計（企業規模100人以上で、かつ、事業所規模50人以上）

職 種 名		調 査 実人員	平均年齢	令和8年4月分平均支給額			備 考	県 の 標 準 対 応 職 種
				きまって支給する		(A)－(B)		
				給与 (A)	うち時間外 手当 (B)			
事 務	支 店 長	人 5	歳 53.5	円 778,362	円 2,381	円 775,981	構成員50人以上の支店 (社)の長(取締役兼任者 を除く。)	本表2企業規模500人 以上及び本表3企業規 模 100人以上 500人未 満の県の標準対応職種 参照
	大 学 卒	4	54.0	825,831	3,099	822,732		
	短 大 卒	-	-	-	-	-		
	高 校 卒	*	*	*	*	*		
	中 学 卒	-	-	-	-	-		
技 術	工 場 長	14	54.4	685,918	27	685,891	構成員50人以上の工場の 長(取締役兼任者を除く。)	同 上
	大 学 卒	8	53.5	717,829	48	717,781		
	短 大 卒	2	57.0	717,743	0	717,743		
	高 校 卒	4	54.8	618,498	0	618,498		
	中 学 卒	-	-	-	-	-		
関 係	事務部長	137	53.3	615,525	3,408	612,117	2課以上又は構成員20人 以上の部の長 職能資格等が上記部の 長と同等と認められる部 の長及び部長級専門職 (取締役兼任者を除く。)	同 上
	大 学 卒	94	53.3	626,086	1,221	624,865		
	短 大 卒	13	53.5	564,283	17,852	546,431		
	高 校 卒	30	53.4	603,772	3,983	599,789		
	中 学 卒	-	-	-	-	-		
職 種	技術部長	160	51.9	617,038	25,277	591,761	同 上	同 上
	大 学 卒	112	51.4	630,991	33,931	597,060		
	短 大 卒	14	54.4	645,931	2,625	643,306		
	高 校 卒	34	52.6	563,596	7,393	556,203		
	中 学 卒	-	-	-	-	-		
	事務部次長	108	51.4	541,313	10,949	530,364	上記部長に事故等のある ときの職務代行者 職能資格等が上記部の次 長と同等と認められる部の 次長及び部次長級専門職 中間職(部長－課長間)	同 上
	大 学 卒	65	50.6	539,317	14,558	524,759		
	短 大 卒	17	53.3	498,932	7,674	491,258		
	高 校 卒	25	52.6	577,921	4,456	573,465		
	中 学 卒	*	*	*	*	*		

(注) 1 「*」は、調査実人員が1人の場合である(以下、第11表において同じ。)

2 「中間職(部長－課長間)」とは、部長と課長の両方がいる場合で、役職、職能資格又は給与上の等級(格付)から職責が部長と課長の間に位置付けられる者をいう(以下2及び3において同じ。)

職 種 名		調 査 実人員	平均年齢	令和8年4月分平均支給額			備 考	県 の 標 準 対 応 職 種
				きまって支給する		(A)－(B)		
				給与(A)	うち時間外 手当(B)			
事 務 ・ 技 術 関 係 職 種	技術部次長	人 70	歳 51.8	円 575,033	円 4,348	円 570,685	前記部長に事故等のある ときの職務代行者 職能資格等が上記部の次 長と同等と認められる部の 次長及び部次長級専門職 中間職(部長－課長間)	本表2企業規模500人 以上及び本表3企業規 模 100人以上 500人未 満の県の標準対応職種 参照
	大 学 卒	42	50.7	567,026	6,200	560,826		
	短 大 卒	10	52.6	547,771	0	547,771		
	高 校 卒	18	53.7	608,850	2,209	606,641		
	中 学 卒	－	－	－	－	－		
	事務課長	424	49.6	531,218	13,175	518,043	2係以上又は構成員10人 以上の課の長 職能資格等が上記課の 長と同等と認められる課 の長及び課長級専門職	同 上
	大 学 卒	278	48.7	535,643	14,931	520,712		
	短 大 卒	34	50.3	470,622	15,253	455,369		
	高 校 卒	111	51.7	538,017	8,249	529,768		
	中 学 卒	*	*	*	*	*		
技 術 関 係 職 種	技術課長	455	49.0	550,920	20,734	530,186	同 上	同 上
	大 学 卒	254	47.8	553,813	27,365	526,448		
	短 大 卒	56	50.1	546,504	27,899	518,605		
	高 校 卒	145	50.6	547,266	5,705	541,561		
	中 学 卒	－	－	－	－	－		
	事務課長代理	202	48.5	455,724	27,355	428,369	上を有する者 職能資格等が上記課長 代理と同等と認められる 課長代理及び課長代理 級専門職 中間職(課長－係長間)	同 上
	大 学 卒	118	45.9	453,937	30,882	423,055		
	短 大 卒	27	53.0	484,719	27,782	456,937		
	高 校 卒	56	51.8	446,599	19,565	427,034		
	中 学 卒	*	*	*	*	*		
保 係 職 種	技術課長代理	143	48.9	482,446	25,200	457,246	同 上	同 上
	大 学 卒	72	48.6	499,104	24,565	474,539		
	短 大 卒	16	49.9	482,077	35,828	446,249		
	高 校 卒	54	48.9	462,003	22,950	439,053		
	中 学 卒	*	*	*	*	*		
	事務係長	398	46.5	417,052	44,555	372,497	係の長及び係長級専門職	同 上
	大 学 卒	210	43.6	406,262	42,150	364,112		
	短 大 卒	60	50.6	420,433	48,680	371,753		
	高 校 卒	127	49.2	435,410	47,316	388,094		
	中 学 卒	*	*	*	*	*		

(注)「中間職(課長－係長間)」とは、課長と係長の両方がいる場合で、役職、職能資格又は給与上の等級(格付)から職責が課長と係長の間に位置付けられる者をいう(以下2及び3において同じ。)

職 種 名		調 査 実人員	平均年齢	令和8年4月分平均支給額			備 考	県 の 標 準 対 応 職 種
				きまって支給する		(A)－(B)		
				給与(A)	うち時間外 手当(B)			
		人	歳	円	円	円		
事 務	技術係長	464	46.0	494,829	76,787	418,042	係の長及び係長級専門職 係長等のいる事業所にお ける主任 係長等のいない事業所に おける主任のうち、課長代 理以上に直属し、部下を 有する者 係長等のいない事業所に おいて、職能資格等が上 記主任と同等と認められ る主任 中間職(係長－係員間)	本表2企業規模500人 以上及び本表3企業規 模 100人以上 500人未 満の県の標準対応職種 参照
	大 学 卒	213	43.2	488,786	82,717	406,069		
	短 大 卒	45	49.9	475,001	57,150	417,851		
	高 校 卒	197	48.0	503,332	72,138	431,194		
	中 学 卒	9	50.4	582,121	125,531	456,590		
技 術	事務主任	386	43.5	379,211	42,347	336,864	同 上	同 上
	大 学 卒	196	40.6	377,661	42,330	335,331		
	短 大 卒	49	48.8	353,278	33,550	319,728		
	高 校 卒	139	45.6	389,683	44,901	344,782		
	中 学 卒	2	53.5	475,963	96,671	379,292		
関 係 職 種	技術主任	539	43.6	448,897	62,550	386,347	同 上	同 上
	大 学 卒	267	42.6	455,089	57,106	397,983		
	短 大 卒	53	45.4	408,315	55,386	352,929		
	高 校 卒	210	44.1	449,500	70,940	378,560		
	中 学 卒	9	51.4	519,429	86,352	433,077		
	事務係員	1302	39.5	347,309	38,961	308,348	同 上	同 上
	大 学 卒	574	36.1	360,408	41,736	318,672		
	短 大 卒	189	46.1	330,370	33,038	297,332		
	高 校 卒	536	40.9	338,433	38,034	300,399		
	中 学 卒	3	46.5	338,766	19,986	318,780		
	技術係員	1755	38.5	406,193	60,339	345,854	同 上	同 上
	大 学 卒	832	36.4	403,152	58,729	344,423		
	短 大 卒	165	39.8	398,870	64,048	334,822		
	高 校 卒	750	40.3	410,700	61,035	349,665		
	中 学 卒	8	48.1	473,689	88,022	385,667		

(注) 「中間職(係長一係員間)」とは、係長と係員の両方がいる場合で、役職、職能資格又は給与上の等級(格付)から職責が係長と係員の間に位置付けられる者をいう(以下2及び3において同じ。)

2 企業規模500人以上（企業規模500人以上で、かつ、事業所規模50人以上）

職 種 名		調 査 実 人 員	平均年齢	令和8年4月分平均支給額			備 考	県 の 標 準 対 応 職 種	
				きまって支給する		(A)－(B)			
				給与(A)	うち時間外 手当(B)				
		人	歳	円	円	円			
事 務	支 店 長	4	57.0	891,661	3,363	888,298	【 構成員50人以上の支店 (社)の長(取締役兼任者 を除く。)】	行 政 職 9 級	
	大 学 卒	3	58.8	1,023,385	5,000	1,018,385			
	短 大 卒	－	－	－	－	－			
	高 校 卒	*	*	*	*	*			
	中 学 卒	－	－	－	－	－			
・ 技	工 場 長	9	53.9	725,537	44	725,493	【 構成員50人以上の工場の 長(取締役兼任者を除く。)】	同 上	
	大 学 卒	4	52.5	821,684	102	821,582			
	短 大 卒	2	57.0	717,743	0	717,743			
	高 校 卒	3	53.8	622,530	0	622,530			
	中 学 卒	－	－	－	－	－			
術	事務部長	82	54.2	676,195	155	676,040	【 2課以上又は構成員20人 以上の部の長 職能資格等が上記部の 長と同等と認められる部 の長及び部長級専門職 (取締役兼任者を除く。)】	同 上	
	大 学 卒	57	54.0	677,659	202	677,457			
	短 大 卒	6	54.3	692,086	121	691,965			
	高 校 卒	19	54.6	666,332	6	666,326			
	中 学 卒	－	－	－	－	－			
関 係 職	技術部長	99	52.2	664,559	40,261	624,298	同 上	同 上	
	大 学 卒	72	51.8	677,758	52,483	625,275	【 上記部長に事故等のある ときの職務代行者 職能資格等が上記部の次 長と同等と認められる部の 次長及び部次長級専門職 中間職(部長－課長間)】		
	短 大 卒	9	54.1	678,504	4,442	674,062			
	高 校 卒	18	53.2	611,833	13,023	598,810			
	中 学 卒	－	－	－	－	－			
種	事務部次長	68	51.6	560,285	13,882	546,403			同 上
	大 学 卒	46	50.7	548,365	16,737	531,628			
	短 大 卒	6	53.3	569,631	10,421	559,210			
	高 校 卒	15	54.1	594,852	7,878	586,974			
	中 学 卒	*	*	*	*	*			

職 種 名		調 査 実人員	平均年齢	令和8年4月分平均支給額			備 考	県 の 標 準 対 応 職 種
				きまって支給する		(A)－(B)		
				給与 (A)	うち時間外 手当 (B)			
事務・技術関係係職種	技術部次長	人 31	歳 52.0	円 651,291	円 3,600	円 647,691	前記部長に事故等のある ときの職務代行者 職能資格等が上記部の次 長と同等と認められる部の 次長及び部次長級専門職 中間職(部長－課長間)	行 政 職 9 級
	大 学 卒	16	50.4	662,797	4,139	658,658		
	短 大 卒	5	54.3	606,154	0	606,154		
	高 校 卒	10	53.5	656,444	4,581	651,863		
	中 学 卒	－	－	－	－	－		
	事務課長	278	49.5	571,704	15,885	555,819	2係以上又は構成員10人 以上の課の長 職能資格等が上記課の 長と同等と認められる課 の長及び課長級専門職	行 政 職 7 級、8 級
	大 学 卒	190	48.2	563,039	21,564	541,475		
	短 大 卒	17	51.0	516,247	12,826	503,421		
	高 校 卒	70	52.6	607,590	678	606,912		
	中 学 卒	*	*	*	*	*		
技術課長	290	49.0	594,782	27,102	567,680	同 上	同 上	
技術関係係職種	大 学 卒	176	47.4	590,178	35,163	555,015	上記課長に事故等のある ときの職務代行者 課長に直属し部下に係長 等の役職者を有する者 課長に直属し部下4人以 上を有する者 職能資格等が上記課長 代理と同等と認められる 課長代理及び課長代理 級専門職 中間職(課長－係長間)	行 政 職 5 級、6 級
	短 大 卒	34	50.9	592,485	36,812	555,673		
	高 校 卒	80	51.8	607,009	3,257	603,752		
	中 学 卒	－	－	－	－	－		
	事務課長代理	167	48.5	467,016	27,493	439,523		
	大 学 卒	100	45.5	458,493	31,202	427,291	同 上	同 上
	短 大 卒	23	53.0	495,709	22,839	472,870		
	高 校 卒	43	53.0	473,318	21,200	452,118		
	中 学 卒	*	*	*	*	*		
	技術課長代理	71	51.2	555,793	19,081	536,712		
技術関係係職種	大 学 卒	38	50.6	573,196	10,425	562,771	係の長及び係長級専門職	行 政 職 3 級、4 級
	短 大 卒	8	48.6	546,107	18,555	527,552		
	高 校 卒	24	52.6	541,129	31,461	509,668		
	中 学 卒	*	*	*	*	*		
	事務係長	242	46.6	431,751	45,364	386,387		
	大 学 卒	112	42.8	414,627	42,685	371,942		
	短 大 卒	42	51.4	424,823	43,735	381,088		
	高 校 卒	88	49.3	458,329	49,792	408,537		
	中 学 卒	－	－	－	－	－		

職 種 名		調 査 実人員	平均年齢	令和8年4月分平均支給額			備 考	県 の 標 準 対 応 職 種
				きまって支給する		(A)－(B)		
				給与(A)	うち時間外 手当(B)			
		人	歳	円	円	円		
事 務	技術係長	248	47.1	549,782	80,483	469,299	係の長及び係長級専門職 係長等のいる事業所にお ける主任 係長等のいない事業所に おける主任のうち、課長代 理以上に直属し、部下を 有する者 係長等のいない事業所に おいて、職能資格等が上 記主任と同等と認められ る主任 中間職(係長－係員間)	行 政 職 3 級、4 級
	大 学 卒	93	42.8	549,924	89,292	460,632		
	短 大 卒	29	50.3	516,011	61,616	454,395		
	高 校 卒	121	49.5	554,274	75,382	478,892		
	中 学 卒	5	51.1	661,239	128,961	532,278		
技 術	事務主任	192	44.7	429,351	53,421	375,930	同 上	行 政 職 2 級
	大 学 卒	90	41.2	424,193	51,773	372,420		
	短 大 卒	24	48.4	402,278	47,305	354,973		
	高 校 卒	77	47.5	442,963	56,650	386,313		
	中 学 卒	*	*	*	*	*		
関 係 職	技術主任	339	44.9	509,175	73,979	435,196	同 上	同 上
	大 学 卒	165	44.7	524,896	61,446	463,450		
	短 大 卒	33	43.9	447,019	59,419	387,600		
	高 校 卒	133	45.0	504,775	91,784	412,991		
	中 学 卒	8	52.9	539,881	89,676	450,205		
種	事務係員	793	40.4	380,933	44,133	336,800	同 上	行 政 職 1 級
	大 学 卒	340	36.1	394,389	46,870	347,519		
	短 大 卒	114	47.8	355,212	33,684	321,528		
	高 校 卒	338	42.1	375,145	45,001	330,144		
	中 学 卒	*	*	*	*	*		
種	技術係員	1099	38.7	439,094	66,841	372,253	同 上	同 上
	大 学 卒	513	36.7	437,316	65,966	371,350		
	短 大 卒	79	40.8	437,980	64,320	373,660		
	高 校 卒	501	40.4	440,713	67,978	372,735		
	中 学 卒	6	46.0	469,933	77,954	391,979		

3 企業規模100人以上500人未満（企業規模100人以上500人未満で、かつ、事業所規模50人以上）

職 種 名		調 査 実 人 員	平均年齢	令和8年4月分平均支給額			備 考	県 の 標 準 対 応 職 種
				きまって支給する		(A)－(B)		
				給与 (A)	うち時間外 手当 (B)			
		人	歳	円	円	円		
事 務	支 店 長	*	*	*	*	*	【 構成員50人以上の支店 (社)の長(取締役兼任者 を除く。)】	行 政 職 7 級、8 級
	大 学 卒	*	*	*	*	*		
	短 大 卒	－	－	－	－	－		
	高 校 卒	－	－	－	－	－		
	中 学 卒	－	－	－	－	－		
技	工 場 長	5	55.1	623,151	0	623,151	【 構成員50人以上の工場の 長(取締役兼任者を除く。)】	同 上
	大 学 卒	4	54.5	627,587	0	627,587		
	短 大 卒	－	－	－	－	－		
	高 校 卒	*	*	*	*	*		
	中 学 卒	－	－	－	－	－		
術	事務部長	55	52.1	550,134	6,914	543,220	【 2課以上又は構成員20人 以上の部の長 職能資格等が上記部の 長と同等と認められる部 の長及び部長級専門職 (取締役兼任者を除く。)】	同 上
	大 学 卒	37	52.2	566,686	2,393	564,293		
	短 大 卒	7	52.8	496,842	27,209	469,633		
	高 校 卒	11	51.2	528,697	8,755	519,942		
	中 学 卒	－	－	－	－	－		
関 係 職	技術部長	61	51.4	555,787	5,965	549,822	同 上	同 上
	大 学 卒	40	50.8	566,454	8,329	558,125		
	短 大 卒	5	55.1	598,884	0	598,884		
	高 校 卒	16	52.0	515,040	1,725	513,315		
	中 学 卒	－	－	－	－	－		
種	事務部次長	40	51.1	516,566	7,122	509,444	【 上記部長に事故等のある ときの職務代行者 職能資格等が上記部の次 長と同等と認められる部の 次長及び部次長級専門職 中間職(部長－課長間)】	同 上
	大 学 卒	19	50.2	523,573	10,766	512,807		
	短 大 卒	11	53.3	469,279	6,521	462,758		
	高 校 卒	10	50.3	555,869	0	555,869		
	中 学 卒	－	－	－	－	－		

職 種 名		調 査 実 人 員	平均年齢	令和8年4月分平均支給額			備 考	県 の 標 準 対 応 職 種	
				きまって支給する		(A)－(B)			
				給与 (A)	うち時間外 手当 (B)				
事 務 ・ 技 術 関 係 職 種	技術部次長	人 39	歳 51.5	円 530,737	円 4,783	円 525,954	前記部長に事故等のある ときの職務代行者 職能資格等が上記部の次 長と同等と認められる部の 次長及び部次長級専門職 中間職(部長－課長間)	行 政 職 7 級、8 級	
	大 学 卒	26	50.9	525,691	7,090	518,601			
	短 大 卒	5	50.9	499,988	0	499,988			
	高 校 卒	8	54.0	564,539	0	564,539			
	中 学 卒	－	－	－	－	－			
	事務課長	146	49.8	475,123	9,420	465,703	2係以上又は構成員10人 以上の課の長 職能資格等が上記課の 長と同等と認められる課 の長及び課長級専門職	行 政 職 5 級、6 級	
	大 学 卒	88	49.8	491,320	4,199	487,121			
	短 大 卒	17	49.6	439,610	16,902	422,708			
	高 校 卒	41	50.0	456,186	17,155	439,031			
	中 学 卒	－	－	－	－	－			
技 術 関 係 職 種	技術課長	165	49.0	486,305	11,353	474,952	同 上	同 上	
	大 学 卒	78	48.9	484,117	12,420	471,697	上記課長に事故等のある ときの職務代行者 課長に直属し部下に係長 等の役職者を有する者 課長に直属し部下4人以 上を有する者 職能資格等が上記課長 代理と同等と認められる 課長代理及び課長代理 級専門職 中間職(課長－係長間)	行 政 職 4 級	
	短 大 卒	22	48.9	489,399	16,830	472,569			
	高 校 卒	65	49.2	488,012	8,134	479,878			
	中 学 卒	－	－	－	－	－			
	事務課長代理	35	48.7	418,565	26,899	391,666			
	技 術 関 係 職 種	大 学 卒	18	48.2	437,475	29,725	407,750	同 上	同 上
		短 大 卒	4	52.8	443,451	46,341	397,110		
		高 校 卒	13	48.1	378,893	15,422	363,471		
		中 学 卒	－	－	－	－	－		
技術課長代理		72	46.7	432,139	29,396	402,743			
技 術 関 係 職 種		大 学 卒	34	46.4	444,310	35,022	409,288	係の長及び係長級専門職	行 政 職 3 級
		短 大 卒	8	51.3	441,058	46,893	394,165		
		高 校 卒	30	45.9	415,300	17,926	397,374		
		中 学 卒	－	－	－	－	－		
		事務係長	156	46.2	400,196	43,627	356,569		
	種	大 学 卒	98	44.6	398,910	41,680	357,230		
		短 大 卒	18	48.7	413,265	56,755	356,510		
		高 校 卒	39	49.1	398,615	43,341	355,274		
		中 学 卒	*	*	*	*	*		

職 種 名		調 査 実人員	平均年齢	令和8年4月分平均支給額			備 考	県 の 標 準 対 応 職 種	
				きまって支給する		(A)－(B)			
				給与(A)	うち時間外 手当(B)				
		人	歳	円	円	円			
事 務	技術係長	216	44.8	439,431	73,060	366,371	係の長及び係長級専門職	行 政 職	3 級
	大 学 卒	120	43.6	442,574	77,747	364,827	係長等のいる事業所にお ける主任 係長等のいない事業所に おける主任のうち、課長代 理以上に直属し、部下を 有する者 係長等のいない事業所に おいて、職能資格等が上 記主任と同等と認められ る主任 中間職(係長－係員間)	行 政 職	2 級
	短 大 卒	16	49.1	417,355	50,871	366,484			
	高 校 卒	76	45.7	434,947	67,785	367,162			
	中 学 卒	4	49.5	520,957	122,880	398,077			
事務主任	194	42.3	346,208	35,058	311,150				
技 術 関 係 職 種	大 学 卒	106	40.1	351,324	36,986	314,338			
	短 大 卒	25	49.2	321,697	24,684	297,013			
	高 校 卒	62	43.2	346,115	35,293	310,822			
	中 学 卒	*	*	*	*	*			
	技術主任	200	41.4	370,719	47,728	322,991	同 上	同 上	
	大 学 卒	102	39.2	374,626	52,103	322,523			
	短 大 卒	20	47.9	360,805	50,435	310,370			
	高 校 卒	77	42.5	367,419	39,988	327,431			
	中 学 卒	*	*	*	*	*			
	事務係員	509	38.2	305,497	32,530	272,967		行 政 職	1 級
	大 学 卒	234	36.0	320,431	35,697	284,734			
	短 大 卒	75	43.6	299,508	32,235	267,273			
	高 校 卒	198	38.8	289,489	28,745	260,744			
	中 学 卒	2	35.0	287,184	30,896	256,288			
	技術係員	656	38.0	343,568	47,961	295,607		同 上	
	大 学 卒	319	36.1	344,194	46,240	297,954			
	短 大 卒	86	39.0	365,603	63,816	301,787			
	高 校 卒	249	40.1	330,783	42,547	288,236			
	中 学 卒	2	54.5	484,438	116,836	367,602			

その2 その他の対象職種

企業規模計（企業規模100人以上で、かつ、事業所規模50人以上）

職 種 名			調査実人員	平均年齢	令和8年4月分平均支給額			備 考
					きまって支給する		(A)－(B)	
					給与(A)	うち時間外 手当(B)		
教育関係 職種	大学	学 部 長	人	歳	円	円	円	
		教 授	6	59.2	822,898	0	822,898	
		准 教 授	75	56.2	627,343	0	627,343	
		講 師	67	51.0	528,741	0	528,741	
		助 教	57	47.2	479,371	0	479,371	
	高校	校 長	51	38.7	419,344	295	419,049	
		教 頭	－	－	－	－	－	
		教 諭	－	－	－	－	－	
		－	－	－	－	－		
		－	－	－	－	－		
研究関係 職種	研 究 所 長	2	50.0	800,339	0	800,339	〔 構成員50人以上の所の長（取締役兼任者を除く。） 〔 2室（係）以上又は構成員7人以上の部（課）の長 構成員3人以上の室（係）の長 〔 下記研究員より上位の者（研究所長の職名を有する者、上記研究部（課）長及び研究室（係）長を除く。）	
	研 究 部（課）長	13	47.5	547,176	6,778	540,398		
	研 究 室（係）長	4	41.0	423,768	50,748	373,020		
	主 任 研 究 員	3	32.2	335,608	18,181	317,427		
	研 究 員	18	32.3	349,865	36,833	313,032		
	研 究 補 助 員	－	－	－	－	－		
医療関係 職種	病院	病 院 長	*	*	*	*	*	部下に医師又は歯科医師5人以上 〔 病院長を直接補佐する者、 部下に医師又は歯科医師5人以上 部下に医師又は歯科医師1人以上
		副 院 長	8	57.5	1,955,017	342,082	1,612,935	
		医 科 長	22	53.3	1,553,072	183	1,552,889	
		医 師	34	39.2	1,215,351	58,002	1,157,349	
		歯 科 医 師	3	42.2	802,278	728	801,550	
	薬局	薬 局 長	2	60.0	676,859	61,072	615,787	部下に薬剤師2人以上
		薬 剤 師	24	41.1	451,275	62,715	388,560	
		診療放射線技師	39	35.0	368,541	33,656	334,885	
		臨床検査技師	36	35.0	332,798	28,530	304,268	
		栄 養 士	15	35.2	295,194	19,387	275,807	
		理学療法士	68	31.4	304,944	28,487	276,457	
		作業療法士	34	32.1	294,323	24,430	269,893	
	看護	総 看 護 師 長	3	50.5	585,537	2,492	583,045	部下に看護師長5人以上 部下に看護師又は准看護師5人以上
		看 護 師 長	18	48.0	479,479	58,501	420,978	
		看 護 師	104	42.0	416,446	28,947	387,499	
		准 看 護 師	35	46.4	291,114	8,225	282,889	

職 種 名		調査実人員	平均年齢	令和8年4月分平均支給額			備 考
				きまって支給する		(A)－(B)	
				給与 (A)	うち時間外 手当 (B)		
技能・ 労務 関係 職種	電 話 交 換 手	人	歳	円	円	円	見習、外国語の電話交換手を除く。 業務委託契約等に基づき、他の事業所に おいて業務に従事している者を除く。
	3	55.5	343,517	39,167	304,350		
	自 家 用 常 用 自 動 車 運 転 手	-	-	-	-	-	
	守 衛 ・ 警 備 員	2	52.0	254,112	0	254,112	
	用 務 員	7	40.2	204,381	0	204,381	

その3 再雇用者

企業規模計（企業規模100人以上で、かつ、事業所規模50人以上）

職 種 名		調査実人員	平均年齢	令和8年4月分平均支給額			備 考
				きまって支給する		(A)－(B)	
				給与(A)	うち時間外 手当(B)		
事 務 ・ 技 術 関 係 職 種	支 店 長 ・ 工 場 長	人 4	歳 63.8	円 684,466	円 0	円 684,466	その1の1企業規模計の備考欄 参照
	事 務 ・ 技 術 部 長	20	65.6	440,447	2,861	437,585	
	事 務 ・ 技 術 部 次 長	*	*	*	*	*	
	事 務 ・ 技 術 課 長	7	63.2	446,772	3,714	443,058	
	事 務 ・ 技 術 課 長 代 理	12	62.5	371,902	3,217	368,685	
	事 務 ・ 技 術 係 長	2	63.5	370,393	57,440	312,953	
	事 務 ・ 技 術 主 任	5	63.3	320,025	29,332	290,693	
	事 務 ・ 技 術 係 員	219	62.8	317,819	19,287	298,532	

第12表 民間における給与改定の状況

その1 ベース改定の実施状況

項 目 役職段階	ベースアップ 実施	ベース改定 中止	ベースダウン	ベース改定の 慣行なし
	%	%	%	%
係 員	73.2	4.1	0.5	22.1
課 長 級	62.1	5.0	0.5	32.4

(注) ベース改定の慣行の有無が不明及びベース改定の実施が未定の事業所を除く事業所数を100とした割合である。

なお、小数点以下第2位を四捨五入しているため、合計が100とならない場合がある。

その2 定期昇給の実施状況

項 目 役職段階	定期昇給 制度あり	定 期 昇 給 実 施				定期昇給 中 止	定期昇給 制度なし
		定期昇給額・率は昨年と比べて					
		増 加	減 少	変化なし			
	%	%	%	%	%	%	%
係 員	97.6	95.4	41.8	3.2	50.4	2.2	2.4
課 長 級	83.0	79.8	32.5	2.1	45.2	3.2	17.0

(注) 定期昇給の有無が不明、定期昇給の実施が未定及びベース改定と定期昇給を分離することができない事業所を除く事業所数を100とした割合である。

第13表 民間における初任給の改定状況

項 目 学 歴	新規学卒者の 採用あり	初 任 給 の 改 定 状 況			新規学卒者の 採用なし
		増 額	据置き	減 額	
	%	%	%	%	%
大 学 卒	34.5	(76.6)	(23.4)	(0.0)	65.5
高 校 卒	31.5	(71.1)	(27.3)	(1.6)	68.5

(注) () 内は、新規学卒者の採用がある事業所を100とした割合である。

第14表 民間における冬季賞与の考課査定分の配分状況

項目	係 員		課 長 級		部 長 級（非役員）	
	一定率(額)分	考課査定分	一定率(額)分	考課査定分	一定率(額)分	考課査定分
割 合	% 57.1	% 42.9	% 52.6	% 47.4	% 51.7	% 48.3

第15表 民間における住宅手当の支給状況

支 給 の 有 無	割 合
支 給 す る	57.3%
支 給 し な い	42.7%
借家・借間居住者に対する住宅手当 月額の高支給額の上位階層	26,000円以上 28,000円未満

備考 岐阜県職員の場合、住居手当の現行の最高支給限度額は27,000円である。

第16表 民間における国内異動に係る手当等の支給状況

その1 転勤をした者に対する手当等の支給状況

転勤に伴い 手当等を支給 する	支給方法		転勤に伴い 手当等を支給 しない
	一時金	一時金以外	
%	%	%	%
84.9	62.9	80.1	15.1

(注) 1 手当等には、赴任時に生じる引っ越し費用、交通費及び宿泊費を含まない。

2 支給方法は、転勤に伴い手当等を支給する事業所を100とした割合である（複数回答）。

その2 転勤をした者に対する帰宅費用の支給状況

帰宅費用 を支給 する	年間支給回数						帰宅費用 を支給 しない
	1～11回	12回	13～23回	24回	25回以上	平均	
%	%	%	%	%	%	回	%
84.0	(12.7)	(59.0)	(4.6)	(17.2)	(6.4)	15.3	16.0

(注) 1 帰宅費用の支給の有無は、転勤に伴い手当等を支給する事業所を100とした割合である。

2 年間支給回数は、転勤に伴い手当等を支給し、異動前の居住地への帰宅費用を支給する事業所の状況であり、（ ）内は当該事業所を100とした割合である。

なお、小数点以下第2位を四捨五入しているため、合計が100とならない場合がある。

3 その他参考資料

令和8年4月の標準生計費

総務省の「全国家計構造調査」、「全国単身世帯収支実態調査」及び「家計調査」に基づき、令和8年4月の標準生計費を次の方法により費目別、世帯人員別に算定した。

(1) 標準生計費の費目

標準生計費は、次の5つの費目別に算定している。各費目の内容は、それぞれ「全国家計構造調査」、「全国単身世帯収支実態調査」及び「家計調査」の次に掲げる大分類項目に対応する。

食料費	……	食料
住居関係費	……	住居、光熱・水道、家具・家事用品
被服・履物費	……	被服及び履物
雑費Ⅰ	……	保健医療、交通・通信、教育、教養娯楽
雑費Ⅱ	……	その他の消費支出（諸雑費、こづかい（使途不明）、交際費、仕送り金）

(2) 費目別、世帯人員別標準生計費の算定

1人世帯については、令和8年4月の全国の費目別標準生計費に、全国の費目別平均支出金額に対する本県の費目別平均支出金額の割合を乗じて求めた。

2人～5人世帯については、「家計調査」（岐阜市・勤労者世帯）における令和8年4月の費目別平均支出金額（日数を365/12日に、世帯人員を4人に調整したもの）に、費目別、世帯人員別生計費換算乗数を乗じて算定した。

第17表 岐阜市における費目別、世帯人員別標準生計費（令和8年4月）

(単位：円)					
費目 \ 世帯人員	1人	2人	3人	4人	5人
食料費	27,250	48,800	60,430	72,050	83,580
住居関係費	37,350	48,370	41,730	35,090	28,410
被服・履物費	3,300	3,650	5,100	6,540	7,990
雑費Ⅰ	33,660	42,160	58,450	74,580	90,870
雑費Ⅱ	5,990	11,570	13,510	15,460	17,440
計	107,550	154,550	179,220	203,720	228,290